

会議録第 12 号（18 の 12）

五戸町議会第 12 回定例会会議録

令和 7 年 6 月 5 日

招 集

五戸町議会議務局

五戸町議会第12回定例会会議録

目次

ページ

| | |
|----------------|---|
| 会期 | 1 |
| 町長提出議案件名 | 1 |

□6月5日（木曜日）第1号

| | |
|---|---|
| 招集告示 | 3 |
| 議事日程 | 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 応招議員 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 4 |
| 事務局出席職員氏名 | 4 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会宣告・開議 | 5 |
| 諸般の報告の朗読省略 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 報告第6号及び報告第7号並びに議案第58号から議案第64号まで一括議題 | 5 |
| 提案理由説明（町長 若宮佳一君） | 5 |
| 休会期間の決定 | 8 |
| 散会 | 8 |

□6月9日（月曜日）第2号

| | |
|----------------------|---|
| 議事日程 | 9 |
| 本日の会議に付した事件 | 9 |
| 出席議員 | 9 |
| 欠席議員 | 9 |
| 事務局出席職員氏名 | 9 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 9 |

| | |
|---|-----|
| 開議 | 1 1 |
| 諸般の報告の朗読省略 | 1 1 |
| 一般質問 | |
| ◎柏田匡智君（一問一答）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 1 1 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 1 2 |
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 1 4 |
| 答弁（税務課長 小野寺克仁君） | 1 5 |
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 1 5 |
| 答弁（税務課長 小野寺克仁君） | 1 5 |
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 1 6 |
| 答弁（税務課長 小野寺克仁君） | 1 6 |
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 1 7 |
| 答弁（農林課長 小村隆幸君） | 1 8 |
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 1 9 |
| 答弁（農林課長 小村隆幸君） | 2 0 |
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 2 0 |
| 答弁（農林課長 小村隆幸君） | 2 1 |
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 2 2 |
| 答弁（税務課長 小野寺克仁君） | 2 3 |
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 2 3 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 2 3 |

| | |
|---|----|
| ○柏田匡智君（再質問）(1)相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について | 24 |
| ◎尾形裕之君（一問一答）(1)五戸のちからを五戸のちから世界へ未来へ情報発信し町民ひとりひとりの命輝く地宝・五戸新時代をつくることについて | 24 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 25 |
| 同じ（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 27 |
| ○尾形裕之君（再質問）(1)五戸のちからを五戸のちから世界へ未来へ情報発信し町民ひとりひとりの命輝く地宝・五戸新時代をつくることについて | 27 |
| 答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君） | 28 |
| ○尾形裕之君（再質問）(1)五戸のちからを五戸のちから世界へ未来へ情報発信し町民ひとりひとりの命輝く地宝・五戸新時代をつくることについて | 28 |
| 答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君） | 29 |
| ○尾形裕之君（再質問）(1)五戸のちからを五戸のちから世界へ未来へ情報発信し町民ひとりひとりの命輝く地宝・五戸新時代をつくることについて | 29 |
| 答弁（福祉課長 赤坂哲也君） | 30 |
| ○尾形裕之君（再質問）(1)五戸のちからを五戸のちから世界へ未来へ情報発信し町民ひとりひとりの命輝く地宝・五戸新時代をつくることについて | 30 |
| 休憩・開議 | 30 |
| ◎高奥浩明君（一問一答）(1)小中学生の不登校と支援体制について (2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル工事の進捗について | 31 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 32 |
| 同じ（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 33 |
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 36 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 36 |

| | |
|--|-----|
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 3 6 |
| 答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 3 6 |
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 3 7 |
| 答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 3 7 |
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 3 8 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 3 8 |
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 3 8 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 3 9 |
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 3 9 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 3 9 |
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 3 9 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 3 9 |
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 3 9 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 4 0 |
| ○高奥浩明君（再質問）(1)小中学生の不登校と支援体制について | 4 0 |
| 答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 4 0 |
| ○高奥浩明君（再質問）(2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル | |
| 工事の進捗について | 4 1 |
| 答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君） | 4 1 |
| ○高奥浩明君（再質問）(2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル | |
| 工事の進捗について | 4 2 |
| 答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君） | 4 2 |
| ○高奥浩明君（再質問）(2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル | |
| 工事の進捗について | 4 2 |
| 答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 4 2 |
| ○高奥浩明君（再質問）(2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル | |
| 工事の進捗について | 4 3 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 4 3 |
| ○高奥浩明君（再質問）(2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル | |
| 工事の進捗について | 4 3 |

| | |
|--|-----|
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 4 4 |
| ○高奥浩明君（再質問）(2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル | |
| 工事の進捗について | 4 4 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 4 4 |
| ○高奥浩明君（再質問）(2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル | |
| 工事の進捗について | 4 4 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 4 4 |
| ○高奥浩明君（再質問）(2)木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル | |
| 工事の進捗について | 4 5 |
| 休憩・開議 | 4 5 |
| ◎鈴木隆也君（一問一答）(1)産直施設「バ・オール」について (2)あおもり国ス | |
| ポについて | 4 5 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 4 7 |
| 同じ（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 4 8 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(1)産直施設「バ・オール」について | 5 0 |
| 答弁（総合政策課政策推進室長 中里 誠君） | 5 0 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(1)産直施設「バ・オール」について | 5 0 |
| 答弁（総合政策課政策推進室長 中里 誠君） | 5 1 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(1)産直施設「バ・オール」について | 5 1 |
| 答弁（総合政策課政策推進室長 中里 誠君） | 5 1 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(1)産直施設「バ・オール」について | 5 1 |
| 答弁（総合政策課政策推進室長 中里 誠君） | 5 2 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(1)産直施設「バ・オール」について | 5 2 |
| 答弁（総合政策課政策推進室長 中里 誠君） | 5 3 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(1)産直施設「バ・オール」について | 5 3 |
| 答弁（総合政策課政策推進室長 中里 誠君） | 5 3 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(1)産直施設「バ・オール」について | 5 4 |
| 答弁（総合政策課政策推進室長 中里 誠君） | 5 4 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(1)産直施設「バ・オール」について | 5 4 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 5 5 |

| | |
|--|-----|
| ○鈴木隆也君（再質問）(2)あおもり国スポについて | 5 5 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 5 6 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(2)あおもり国スポについて | 5 6 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 5 6 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(2)あおもり国スポについて | 5 6 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 5 7 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(2)あおもり国スポについて | 5 7 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 5 7 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(2)あおもり国スポについて | 5 7 |
| 答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 5 8 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(2)あおもり国スポについて | 5 9 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 6 0 |
| ○鈴木隆也君（再質問）(2)あおもり国スポについて | 6 0 |
| ◎川崎七洋君（一問一答）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について (2)切 谷内小、上市川小の統合計画の推移について | 6 0 |
| 答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 6 2 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 6 7 |
| 答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 6 7 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 6 8 |
| 答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君） | 6 8 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 6 8 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 6 8 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 6 9 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 6 9 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 6 9 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 6 9 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 6 9 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 7 0 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 7 0 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 7 1 |

| | |
|---|-----|
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 7 1 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 7 2 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 7 2 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 7 3 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 7 3 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 7 3 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 7 3 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 7 4 |
| ○川崎七洋君（再質問）(1)五戸小学校の部活動地域移行の現状について | 7 4 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 7 5 |
| ○川崎七洋君（再質問）(2)切谷内小、上市川小の統合計画の推移について | 7 6 |
| 答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君） | 7 7 |
| ○川崎七洋君（再質問）(2)切谷内小、上市川小の統合計画の推移について | 7 7 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 7 8 |
| ○川崎七洋君（再質問）(2)切谷内小、上市川小の統合計画の推移について | 7 9 |
| 休憩・開議 | 7 9 |
| ◎豊田孝夫君（一問一答）(1)地区防災計画の策定について (2)町内ごみ収集所に おける資源ごみの取扱いについて | 8 0 |
| 答弁（町長 若宮佳一君） | 8 1 |
| ○豊田孝夫君（再質問）(1)地区防災計画の策定について | 8 3 |
| 答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君） | 8 4 |
| ○豊田孝夫君（再質問）(2)町内ごみ収集所における資源ごみの取扱いについて | 8 4 |
| 答弁（参事・健康増進課長事務取扱 川村 豊君） | 8 7 |
| ○豊田孝夫君（再質問）(2)町内ごみ収集所における資源ごみの取扱いについて | 8 7 |
| 答弁（参事・健康増進課長事務取扱 川村 豊君） | 8 8 |
| ○豊田孝夫君（再質問）(2)町内ごみ収集所における資源ごみの取扱いについて | 8 8 |
| 答弁（参事・健康増進課長事務取扱 川村 豊君） | 8 9 |
| ○豊田孝夫君（再質問）(2)町内ごみ収集所における資源ごみの取扱いについて | 8 9 |
| 答弁（参事・健康増進課長事務取扱 川村 豊君） | 8 9 |
| ○豊田孝夫君（再質問）(2)町内ごみ収集所における資源ごみの取扱いについて | 8 9 |

| | |
|--------|----|
| 一般質問終結 | 89 |
| 散会 | 90 |

□6月10日（火曜日）第3号

| | |
|---|-----|
| 議事日程 | 91 |
| 本日の会議に付した事件 | 91 |
| 出席議員 | 91 |
| 欠席議員 | 92 |
| 事務局出席職員氏名 | 92 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 92 |
| 開議 | 93 |
| 諸般の報告の朗読省略 | 93 |
| 報告第6号及び報告第7号並びに議案第58号から議案第64号まで一括議題 | 93 |
| 質疑・答弁 | 93 |
| 質疑終結・委員会付託省略・討論（なし） | 94 |
| 採決（原案可決） | 95 |
| 議案第65号及び議案第66号一括議題 | 95 |
| 提案理由説明（町長 若宮佳一君） | 95 |
| 質疑・答弁 | 96 |
| 質疑終結・委員会付託省略・討論（なし） | 98 |
| 採決（原案可決） | 98 |
| 委員会の閉会中の継続調査申出（総務、経済、民生、広報常任委員会及び議会運営委員会） | 98 |
| 町長挨拶 | 99 |
| 閉会宣告 | 99 |
| 署名 | 101 |

巻末掲載

| | |
|------------------------------|-----|
| 第11回臨時会閉会（4月28日）以後の諸般の報告（23） | 103 |
| 令和7年6月5日以後の諸般の報告（24） | 108 |

| | |
|----------------------|-----|
| 令和7年6月9日以後の諸般の報告（25） | 109 |
| 閉会中継続調査申出書（総務常任委員長） | 110 |
| 閉会中継続調査申出書（経済常任委員長） | 111 |
| 閉会中継続調査申出書（民生常任委員長） | 112 |
| 閉会中継続調査申出書（広報常任委員長） | 113 |
| 閉会中継続調査申出書（議会運営委員長） | 114 |

五戸町議会第12回定例会会議録

令和7年6月 5日 開会

令和7年6月10日 閉会

○ 町長提出議案件名

報告第6号 地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について
(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第7号 五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第58号 町道の路線廃止について

議案第59号 財産の無償譲渡について

議案第60号 五戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第61号 五戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案第62号 五戸町下水道条例の一部を改正する条例案

議案第63号 令和7年度五戸町一般会計補正予算(第1号)

議案第64号 令和7年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)

(以上9件6月5日提出)

議案第65号 工事請負契約の締結について
(防災行政無線屋外拡声子局更新工事)

議案第66号 財産の取得について
(管内小中学校GIGAスクール端末購入)

(以上2件6月10日提出)

五戸町議会第12回定例会会議録 第1号

五戸町告示第75号

五戸町議会第12回定例会を令和7年6月5日五戸町役場議場に招集する。

令和7年5月21日

五戸町長 若宮 佳一

議 事 日 程 第 1 号

令和7年6月5日（木曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 報告第6号及び報告第7号並びに議案第58号から議案第64号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第6号及び報告第7号並びに議案第58号から議案第64号まで

(町長提出、提案理由説明)

○ 応招議員 14名

○ 出席議員 14名

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 議 長 | 川 村 浩 昭 君 | 副 議 長 | 松 山 泰 治 君 |
| 3 番 | 佐々木 喜 克 君 | 4 番 | 高 奥 浩 明 君 |
| 5 番 | 柏 田 匡 智 君 | 6 番 | 川 崎 七 洋 君 |
| 7 番 | 鈴 木 隆 也 君 | 8 番 | 大久保 和 夫 君 |
| 9 番 | 豊 田 孝 夫 君 | 1 0 番 | 大 沢 義 之 君 |
| 1 1 番 | 尾 形 裕 之 君 | 1 2 番 | 中川原 賢 治 君 |
| 1 3 番 | 三 浦 専治郎 君 | 1 4 番 | 三 浦 俊 哉 君 |

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

参事・議会事務局長
事務取扱 赤坂和浩君 主 査 大澤翔太君

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|---------|---------------------|--------|
| 町 長 | 若宮佳一君 | 副 町 長 | 大久保 均君 |
| 参事・総務課長 事務取扱 | 石田博信君 | 参事・総合政策課長 事務取扱 | 手倉森 崇君 |
| 総合政策課 政策推進室長 | 中里 誠君 | 参事・財政課長 事務取扱 | 竹洞晴生君 |
| 税 務 課 長 | 小野寺克仁君 | 福 祉 課 長 | 赤坂哲也君 |
| 介護支援課長 | 佐々木 衛君 | 参事・健康増進課長 事務取扱 | 川村 豊君 |
| 参事・住民課長 事務取扱 | 志村 要君 | 農 林 課 長 | 小村隆幸君 |
| 参事・建設整備課長 事務取扱 | 小保内 一典君 | 参事・都市計画課長 事務取扱 | 高谷忠憲君 |
| 会 計 管 理 者 | 赤坂真弓君 | 参事・総合病院 事務局長事務取扱 | 上山貴久君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 長 | 澤田 尚君 | 教 育 課 長 | 櫻井篤史君 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | 岩井壽美雄君 | 事 務 局 次 長 | 大沢直明君 |
| 選挙管理委員会 委 員 長 | 根岸英治君 | | |
| 代表監査委員 | 前田一馬君 | | |

午前10時 開議

○議長（川村浩昭君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第12回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（23） 卷末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において中川原賢治議員、三浦専治郎議員及び三浦俊哉議員を指名いたします。

○議長（川村浩昭君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月10日までの6日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月10日までの6日間と決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 日程第3「報告第6号及び報告第7号並びに議案第58号から議案第64号まで」の9件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、五戸町議会第12回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

五戸町が大好きな若宮佳一58歳5か月になりました。

南部平野に田植えも進み、過ごしやすい季節となりました。

昨年から続いている米価高騰により、首都圏をはじめとする消費者の皆様は非常に困っておられます。主食用のお米がこれほどにも貴重なものであるということを国民全体で考えてもらえる機会をいただいていると思います。コメに限らず、これまで生産費を賄えないくらい大変な苦労をされてきた地方の一次産業に携わる皆様に光が当たる国家レベルの政策が今こそ必要なのだと考えます。食料は国民の命をつなぐ原点です。生産者の皆様方には食料の安全供給という大きな意義からも引き続きご尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、つい先日おめでたいニュースが飛び込んでまいりました。旧五戸高校跡地へ令和9年4月に移転が決まっている八戸学院野辺地西高校のサッカー部が令和7年度青森県高等学校総合体育大会で見事優勝を果たしました。青森県代表として全国大会で活躍してくれるものと大いに期待したいと思えますし、議員各位をはじめ町民皆様の絶大な応援をよろしくお願いいたします。

次に、提出議案の説明に入る前に町政の諸般の概要について御報告申し上げます。

主要農作物の状況であります。水稻につきましては田植えは5月11日から始まり、最盛期は25日ごろで、作業が順調に進み、ほぼ平年どおりのペースで終了しております。

ながいもにつきましては、春掘り作業は平年並みの3月中旬から始まり、3月上中旬の降雨や降雪の影響で、例年よりも一週間程遅れましたが、品質は平年並みとなっております。

にんにくにつきましては、4月の降雨や日照不足が影響し、草丈及び成葉数が平年を下回っております。これからの気温、湿度により葉枯れ病などの発生の恐れもありますので管理を適切に行っていただきたいと思えます。

りんごにつきましては、主力品種のふじの落花日は、平年より1日早い5月18日でした。凍霜害による影響もなく、これからの梅雨の時期は、黒星病や黒点病などの病害虫に注意し、基準散布量を守り、降雨前の散布に努めていただきたいと思えます。

次に、米の生産調整についてであります。主食用米の生産数量目標を、昨年より62ha多い703haとしております。農家の皆さんから受付をした水田営農計画を集計したところ、新規需要米への取組増加が見られるものの、主食用米の作付予定面積は現在784haとなっております。生産数量目標までは大きく開きがありますが、引き続き国の動向を注視しながら進めていきたいと思えます。

それでは、上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第6号は、令和7年3月22日、町道新町博労町線で発生した車両物損事故に関して、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定に

より専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第7号は、五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和6年度五戸町一般会計における、民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び低所得者の子育て世帯支援給付事業、商工費のプレミアム商品券発行事業、土木費の町道ネットワーク整備費、都市構造再編集中支援事業費及び社会資本整備総合交付金事業費、消防費の災害対策事業、教育費の歴史みらいパーク施設整備費について、年度内に完了が見込めないため、令和7年度に繰越して実施する繰越明許費繰越計算書について報告するものであります。

議案第58号は、町道又重小学校線を廃止するため提案するものであります。

議案第59号は、財産の無償譲渡についてであります。

五戸町農産物直売施設の建物及び建物が所在する土地上の工作物について、株式会社ふれあい市ごのへに譲渡するため提案するものであります。

議案第60号、五戸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、対応する民間労働法制が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、仕事と介護の両立支援制度の強化等及び子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡大するため提案するものであります。

議案第61号、五戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、災害その他非常の場合において、給水装置工事を円滑に実施するため、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第62号、五戸町下水道条例の一部を改正する条例案は、災害その他非常の場合において、排水設備等の工事を円滑に実施するため、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第63号は、令和7年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ1億9,091万1千円を追加し、その結果、予算総額を107億1,724万8千円とするものであります。

歳出の主なるものは、2款総務費では、モビリティ人材育成事業業務委託料2,180万円、五戸町コミュニティ活動事業費補助金250万円及び定額減税補足給付金7,500万円を追加、3款民生費及び4款衛生費では、医療費助成システムPMH対応業務委託料合わせて462万3千円を追加、6款農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業費補助金634万5千円を

追加、8款土木費では、橋梁補修測量調査設計業務委託料6,200万円及び橋梁補修工事費299万9千円を追加、10款教育費では学校給食運送業務委託料242万2千円を追加するものであります。

これらの財源は、国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入等を充当するものであります。議案第64号は、令和7年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ64万5千円を追加し、その結果、予算総額を3,657万2千円とするものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 説明が終わりました。

○議長（川村浩昭君） 明6日から8日は議案調査等のため休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、明6日から8日は休会とすることに決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る6月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時12分 散会

議 事 日 程 第 2 号

令和7年6月9日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

（柏田匡智君、尾形裕之君、高奥浩明君、鈴木隆也君、川崎七洋君、
豊田孝夫君の各議員）

○ 出席議員 13名

| | | | |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 議 長 | 川 村 浩 昭 君 | 副 議 長 | 松 山 泰 治 君 |
| 3 番 | 佐々木 喜 克 君 | 4 番 | 高 奥 浩 明 君 |
| 5 番 | 柏 田 匡 智 君 | 6 番 | 川 崎 七 洋 君 |
| 7 番 | 鈴 木 隆 也 君 | 8 番 | 大久保 和 夫 君 |
| 9 番 | 豊 田 孝 夫 君 | 1 1 番 | 尾 形 裕 之 君 |
| 1 2 番 | 中川原 賢 治 君 | 1 3 番 | 三 浦 専 治 郎 君 |
| 1 4 番 | 三 浦 俊 哉 君 | | |

○ 欠席議員 1名

1 0 番 大 沢 義 之 君

○ 事務局出席職員氏名

参事・議会事務局長 赤坂和浩君 主 査 大澤翔太君
事務取扱

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長 若宮佳一君 副 町 長 大久保 均 君
参事・総務課長 石田博信君 参事・総合政策課長
事務取扱 手倉森 崇 君

| | | | |
|-----------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| 総合政策課 政策推進室長 | 中里 誠 君 | 参事・財政課長 参事 務 取 扱 | 竹 洞 晴 生 君 |
| 税 務 課 長 | 小野寺 克 仁 君 | 福 祉 課 長 | 赤 坂 哲 也 君 |
| 介 護 支 援 課 長 | 佐々木 衛 君 | 参事・健康増進課長 参事 務 取 扱 | 川 村 豊 君 |
| 参事・住民課長 参事 務 取 扱 | 志 村 要 君 | 農 林 課 長 | 小 村 隆 幸 君 |
| 参事・建設整備課長 参事 務 取 扱 | 小保内 一 典 君 | 参事・都市計画課長 参事 務 取 扱 | 高 谷 忠 憲 君 |
| 会 計 管 理 者 | 赤 坂 真 弓 君 | 参事・総合病院 参事 務 局 長 参 事 務 取 扱 | 上 山 貴 久 君 |
| 教 育 委 員 会 | | | |
| 教 育 長 | 澤 田 尚 君 | 教 育 課 長 | 櫻 井 篤 史 君 |
| 農 業 委 員 会 | | | |
| 会 長 | 岩 井 壽美雄 君 | 事 務 局 次 長 | 大 沢 直 明 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 前 田 一 馬 君 | | |

午前10時 開議

○議長（川村浩昭君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（23）（24）（25） 卷末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、柏田匡智議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

柏田匡智議員。

〔5番 柏田匡智君 登壇〕

○5番（柏田匡智君） 議席番号5番、柏田匡智でございます。

議長のお許しをいただきましたので、先に提出しました通告書に従い一般質問をいたします。

相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について質問します。

令和6年4月より相続登記の申請が義務化されたことにより、相続人を確定することの難しさや、家屋・土地を将来どのように管理していくのか関心が高まっています。

五戸町においても人口減少・人口流出によって町外に相続人が増え、家屋・土地の管理不足による荒廃や近隣住民への損害が想定されます。

家屋の空き家問題のほか、農地・森林の管理者・経営者の現状を確認し、将来、五戸町をどのように継続可能な自治体としていくか取り組んでいる中、相続に関わる問題は五戸町の将来につながる根幹であると考え、相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来について質問します。

最初の1点目といたしまして、相続登記の義務化に係る概要と、法務局・五戸町の関わりについて質問いたします。事業実施自体は法務局であり、町ではありませんが、相続登記の義務化の内容を確認した上で、法務局と五戸町の関わりを知り、理解を深めていきたい、御説明願います。

次の2点目は、農地・森林に係る管理・経営の現状と将来への取組について質問します。家屋の空き家問題については、これまでの議会でも取り上げられておりますので、農地・森林に絞りたいと思います。

農地・森林については、現状と今後に関わるアンケートを行ったり、地域の農地をどのようにしていくか、地域計画を住民同士の話し合いが行われている最中であるため、現状と内容を御説明願います。

最後に3点目といたしまして、相続登記の義務化に係る啓蒙活動について質問いたします。

相続登記が今後も続く中、先に述べましたとおり、人口減少・人口流出によって町外に相続人が増え、家屋・土地の管理不足による荒廃や近隣住民への損害が考えられます。

将来、人口が限られた町民で、五戸町全体の家屋・土地を支えていかなければならないことが想定される中、啓蒙活動が重要であると考えます。

我々議員も、昨年度の議員全員協議会において説明を受けましたが、これまでにどのような啓蒙活動をなさっているか説明願います。

以上3点、御答弁よろしく願いいたします。

〔5番 柏田匡智君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日の一般質問、よろしく願いいたします。

それでは、柏田匡智議員の質問にお答えいたします。

相続登記の義務化に係る五戸町の現状と将来についての質問の1点目、相続登記の義務化に係る概要と、法務局・五戸町の関わりについての御質問にお答えいたします。

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に施行されました。これは、所有者不明土地の発生原因の約3分の2が相続登記の未了と言われております。そのため、不動産を相続または遺贈等により取得したとき、または取得をした日から3年以内に相続登記の申請が義務化されたものであります。また、義務化前に相続が発生している場合は、令和9年3月31日までに相続登記の申請をしなければなりません。

正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の科料の対象となります。その正当な理由とは、相続人が多数いるため、戸籍関係書類の収集に多くの時間を要する場合、遺言の有効性等が争われている場合、相続人が重病である場合、相続人が経済的に困窮している場合などが該当します。

なお、期限までに相続登記の申請が難しい場合は、相続人申請登記制度が創設されており、この制度は自らが相続人であることを登記官に申し出ることで申請義務を果たしたことになる

るものであります。

次に、法務局と五戸町の関わりについてですが、まず相続登記等による所有権移転や各種変更、異動の届出は法務局への申請が必要となりますが、五戸町の不動産登記の管轄は青森地方法務局八戸支局となっております。

法務局で受付された情報は、五戸町へ電子データ及び紙媒体で提供されており、町ではその情報を基に、固定資産税の課税管理システムに異動情報を手入力で更新しております。登記情報を記載した土地台帳、家屋台帳は現在も紙媒体で運用しており、登記の異動情報を手書きで加除更新しております。

また、農業委員会の農地調査により、農地に該当しない旨の申出が町に出された場合、地方税法の規定により法務局に対して登記地目の変更の申出をしております。

次に、2点目の農地・森林に係る管理・経営の現状と将来への取組についての御質問にお答えします。

農地につきましては、今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地、遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが心配されています。

このような地域の課題を解決するため、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村において、令和7年3月末までに人・農地プランに代わる地域計画を策定することが義務づけられ、町では5地区の地域計画と目標地図を作成し、ホームページで公表しております。

この地域計画は、農業者や地域の方との話し合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、おおむね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話合いに基づきまとめる計画であり、現況地図を見ながら話し合いを進め、担い手や10年後に目指すべき農地利用の方針を反映した目標地図となります。

10年後、自分の農地を誰が耕作するのかの見通しが立つことで、安心して農地の貸し借り、売買ができ、農業経営の将来像を各地域で定めることで農地をまとめやすくなり、農作業が効率化することが期待されます。

策定した目標地図は、各地域の現状を把握したものとなっており、策定後も地域で話し合いを継続し、徐々に完成度を高めていき、農地の集約化等に向けた取組を行うことで、地域の問題解決につながります。

個々では解決が困難な課題を地域ぐるみで解決できるよう意見の一致を図り、地域計画で明文化し取り組むことによって、農地の管理、経営をしやすい環境になり、相続の義務化に

つながることが期待されます。

森林につきましては、令和元年度に市町村による森林整備等の新たな財源として、森林環境譲与税の譲与、令和6年度からは森林環境税の課税が始まりました。

市町村が私有林の経営管理受諾する仕組みとして、森林経営管理制度があり、この制度は、森林所有者自らが森林の経営者を実行できない場合に、町が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林は町が管理を実施する仕組みです。

世代交代や暮らしの多様化などの理由で、手入れがされなくなった森林について、民間事業者や町に委ねることで、森林が有する土砂災害防止や水源涵養、木材生産など多面的な機能を発揮させることが可能となります。

森林所有者は、森林の管理経営を民間事業者や町に委ねることで、安心して森林事業を継承することができ、相続登記をしやすい環境となり、義務化につながることが期待されます。

次に、3点目の相続登記の義務化に係る啓蒙活動についての御質問にお答えします。

町では、固定資産所有者及び納税義務者の死亡について、死亡届などにより確認した場合、相続が完了するまでの間、相続人代表納税者及び固定資産税の現所有者を届け出てもらうため、相続人宛てに発送する依頼文書に相続登記の義務化についてのチラシを同封しております。また、納税義務者には、毎年5月に送付している固定資産税納税通知書にも同様のチラシを同封しております。

そのほかにも、窓口や電話で死亡者の固定資産税について相談があった際には、相続登記の義務化についての説明をしており、税務課前の廊下にチラシの設置やポスターの掲示を行っております。

以上でございます。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 柏田匡智議員。

○5番（柏田匡智君） 若宮町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問していきます。

最初の1点目といたしまして、相続登記の義務化に係る法務局五戸町の関わりについて、先ほど御答弁いただいた中なんですけれども、たしか法務局のほうで、今現在、長期間にわたって相続登記が行われていない土地の所有者の法定相続人を調査した中で、はがき通知を行っている。その際は、五戸町のデータに基づいて発送をしているという中で、相続人の名

義を、登記を実際にするとなった際、そういった通知、はがきが来た中で町民の皆さんから、これはどういうものなんだろうといった問合せ等は五戸町のほうには来ていらっしやるでしょうか、お答え願います。

○議長（川村浩昭君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） ただいまの御質問にお答えいたします。

直接、その通知を私のほうでは把握はしていませんけれども、窓口のほうで、来た際には、法務局からの通知です、登記をしなければならないものですよということで、お答えはしております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 柏田議員。

○5番（柏田匡智君） ありがとうございます。

そういった通知、はがきに基づいて、先ほど若宮町長の御答弁にあったとおり、法務局で手続された場合は、ちゃんと五戸町のほうにデータが反映されて、五戸町では更新なさっているという流れが分かりました。

そういった中で、先ほど若宮町長の御答弁にあった中で、ちょっと私が気になったのが、農地の部分で、現在、農地にそぐわない部分を地目変更、確かに農地とはいいますが、森林に囲まれて、当時、米をもっと増産しようと言った際に、いわゆる「沢田」、環境が悪いところでも、田んぼとして先人の皆さんが御苦労なさって開田なされた土地、今現在は、ただそういった際、田んぼ・農地に行くまでも、道路がちゃんと整備されていなくて大型機械が入れなかったという意味で、いわゆる耕作放棄地等が見られます。

そういった際の地目変更がなされているかとは思いますが、そういった部分の情報、数字等、五戸町でも実際に地目変更等なされているかどうかお答え願います。

○議長（川村浩昭君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

まずは、農業委員会が農地調査をまず定期的を実施して、その結果、農地に適さないという通知が町のほうに届きます。そうすると、町のほうでは、その通知に基づいて、法務局のほうへ変更を届出、申請することになっています。こちらは地方税法に基づいた変更で、本人さん、所有者さんが変更しなくても、こちらからの届出で地目は変更されると。ただし、所有者については今までどおり、ここは変更にはならない部分ですので、御注意願いたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 柏田議員。

○5番（柏田匡智君） ありがとうございます。

もちろん、やはり、幾ら農地・土地を守りたいと思っても、どうしても条件の悪い土地というのはどんどん増えてくるわけで、それが農地でなくなるのは致し方ないところなのかなと。ただ、やっぱり、耕作放棄地というものはできるだけないように、我々も努力していかなければならないところですし、町の税収においても、そこはどんどん固定資産の部分で、農地よりもたしか、そういった地目変更で雑種地等、森林等になると、また税額も変わってくるという、ちょっと将来の税収に対する心配がなされるように感じ取れました。

あと、私、この最初の1点目の部分で再質問したいのは、一般的なまず相続登記として、相続という部分に着目した場合、どうしても少子化にしろ、五戸町からの人口流出というものを将来にわたって考えた場合に、相続人がお亡くなりになったり、子供のいない場合の代襲相続であったり、相続放棄等がどんどん今後増えていくのではないかと危惧しております。例えば、自分のところ、ちゃんと登記し終わっても、親のごきょうだいの中で、家屋ばかりでなく農地を持っていらっしゃる方で、親のきょうだいの方、そこのお宅、たしか子供さんはいらっしゃらないよねとか、もう遠方に住んじゃって、多分相続を放棄するだろう、そういった際、自分の親から受け継いだ土地・家屋はちゃんと相続登記しても、きょうだいの先で相続放棄なりした場合に、また相続人の権利が発生するのはいいけれども、自分の家ばかりじゃない、きょうだいの、周りの、地域のという、どんどん五戸町に残っている町民の方の負担が今後増えていくのではないかとこの部分が危惧されてくるんですけれども、そういった点、今、私がしゃべったような負担であれ、五戸町に残っている町民の皆さんに、そういった相続人の権利等が今後どんどん増えるという認識でよろしいのかどうか、確認のために御答弁願います。

○議長（川村浩昭君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まずは、所有者の方が亡くなった場合、町としてはその相続人の代表納税者の指定を届けていただく、書類を出してもらうこととなっています。ある一定期間、この間待つんですけども、それでも届出がない場合、町がその納税していただく方を町のほうで指定するという通知を出すこととなります。その際には、相続人を町のほうで調査しまして、誰さんが相続人に該当しますよというリストをつけて出すこととなっておりますので、親、きょうだい、

自分が把握していない部分についても、そちらの通知書が届けば、まず分かってもらえるのかなというふうには感じております。

町にいる方が相続するとは限らないんですけれども、実際に町には親戚等がない方々もいらっちゃって、相続放棄ということも最近増えているように感じられます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 柏田議員。

○5番（柏田匡智君） ありがとうございます。

今の御答弁にありましたとおり、やっぱり相続放棄なり、相続人のほうに通知があったときに、法務局の通知もそうなんですけれども、五戸町の土地・家屋に対して遠方の方の相続人よりは、やっぱり管理するためにも五戸町に住所を持った方が相続するのがふさわしいという格好で、通知なり、今の御答弁にもあった、どういう家族構成、どういう相続人がいらっちゃった中で、遠方にいる方よりは、遠方にいる方がたとえ直系であろうとも、遠方にいらっしゃるという中で、私、ちょっとそこは管理できない、相続放棄が想定されますよ。

では、その遠方の方が相続放棄された中で、五戸町在住の相続人のほうが管理しやすい、そちらに正直、相続をちゃんとしていただいたほうが町にとっても、固定資産の管理、税収にとっても、そっちのほうがいいという流れになるのではないのかなと私は感じ取れました。

そういった中で私自身は、じゃ、法務局なりからのおはがき、近隣住民の方で、どういった方が通知来たのかなという部分、ちょっと小耳に挟んだのは、隣の自治会の方で、五戸町町外から嫁いだ奥様だったんですけれども、ほかの町外のところで相続人全てが相続放棄しましたといった中で、五戸町に嫁いだ奥様のところへ法務局から通知が来た。実際、その方も管理できないということで、その後相談を受けたんですけれども、自分自身、相続人としての直系としての土地・家屋ばかりでなく、そういった嫁いだ先であれ、そういった部分も今後出てくる。

そこまで考えると、先ほどの親のきょうだい等々も含めて、どんどん相続人が減る、相続放棄も増えるとなると、やっぱり残った町民の方誰しものが、いつかは相続人になってしまうような世の中になってしまうんじゃないかというふうに、私は将来について危惧しているところでございます。

1点目のこの相続登記の義務化に係る部分、どうしても法律的な部分というのは法務局が所管ですので、そこよりも私が一番、今の一般質問で本当に将来について心配するのは、今のような将来残った五戸町の町民の皆さんが、自分の家、自分の家族、直系の家族ばかりで

ない親きょうだい、また、そういった婚姻関係の先からもそういう相続人の義務責任が今後伴ってくるのではないかという部分を感じ取れました。

続きまして、2点目の質問の再質問をさせていただきます。

農地・森林に係る管理・経営の状況と将来の取組で先ほど御答弁いただいた中で、10年後を見据えた中で、地図等、マップ作りをした中で、今後の農地の集積、また集積した中で経営が継続しやすい将来の環境づくりに現在取り組んでなさっているという御答弁だったんですけれども、実際、アンケートであれマップ作りをなさった中で、ちゃんと次の経営者が定まっていますよですとか、もちろんこれからの、ちゃんと次の経営者が定まっていないからこそ、10年後を見据えた次の農地の集積であれ、経営を地域として考えていきたいと思いますというふうに推し進められておられるんでしょうけれども、そういったアンケート等を現状として、そういった経営者が定まっている、定まっていない、その部分が私のイメージとしてはなかなか定まっている人は限られるのかなというふうに関心を感じ取れるんですけれども、現状としては、数字としてお答えできないはともかく、経営者が定まっている、定まっていないという部分、多い少ないの部分、所感でも結構ですので、お答え願えればと思います。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

今、地域計画というのが策定されました。これは平成24年から始まっている人・農地プランというのが始まりでして、そのときから地域で課題を解決していきましょう、地域で話し合いを進めていきましょうということが続いてきましたが、令和5年4月に先ほど言った設計図、目標地図を策定して公表しています。

その地域計画では、まず皆さんに伝えているのは、2年間で作るのは難しいので、これがスタートラインだということで作っていきましょうと話をしています。

まず、私たちが出したこの5つの色分けにしまして、青色が拡大していく農地、継続していく農地は緑、赤い色が10年後離農する、誰も管理できない、後継者もいないような地図を皆さんの前で地図を見ながら話し合っています。

まず、平場の地域であれば、認定農業者がいるところは青色で、緑とかで継続できるんですが、中山間地域につきましては赤色が目立っています。なかなか後継者がいない、集積ができないということで、まず大体がその赤色でして、皆さんびっくりしているんですけれども、そういう地図を見せながら集約をしていくということで、数値はまだ出ていませんが、地図を見れば大体分かりますので、今後、これをブラッシュアップして完成に近づけていく

ということが課題ですので、まだスタートラインだということで、御了承いただきたいと思
います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 柏田議員。

○5番（柏田匡智君） ありがとうございます。

私自身も、地域会議、地域の話合いの一発目のほうに、自分の農地を持っていますので、
入って話合いを、前段の話合い、まだ今からスタートの前段としての最初の話合いというの
に参加させていただきました。

そういった中で、やはり今の御答弁にあったとおり、平らな平地、国道沿いであれ、いわ
ゆる畑であれば、五戸台地であれ、環境のいいところは誰もが皆さん、今後も継続してい
きたいですとか、集積をしていきたいと。でも、中山間、先ほどもあった山あいの部分、地目
が、変更に必要なになるぐらいの山あいの部分にこれ以上手間をかけて、なかなか管理してい
く耕作放棄地の問題もしかりなんですけれども、やはり今後、将来を危惧する場合に、これ
までの議会の一般質問でもあったんですけれども、昨日も有害鳥獣であれ、熊の目撃情報で
あれと、今まで地域、市街地の周りの森林の部分であれ、農地の部分であれが、今まで草刈
り等も含めて管理してきた部分がどんどん管理できなくなっていくと、新聞、テレビ報道等
にもある、市街地にも有害鳥獣であれ、出没しやすい環境になってしまう部分がどうしても
感じ取れるところであります。

そういった中で、10年後を見据えた中で、農地をまとめやすくなるのが期待される、ま
た、森林においても環境譲与税の関係で所有者の管理制度が、町が管理、民間委託等々、土
砂災害防止のため、たしか他県でも森林の管理不足等による土砂災害で川下側に被害が出て
損害賠償云々という事例も見られる中で、今後、相続放棄をしたとしても、管理不足による
損害賠償が発生した場合は、相続人、放棄はしたとしても、そういった管理責任は残るんだ
よといった考え、そういった部分を考えますと、やはり、遠方にいらっしゃる相続人がなか
なか管理が難しい。町にお願いするとはいつでも、じゃ、今後そういう土地がどんどん増え
ちゃうと、町としてももちろん適正な費用をいただいて、管理なさると思うんですけれど
も、現実問題として、先ほど森林の部分で、民間委託もありますけれども、町が管理となっ
た場合のその料金設定にしろ、住民とのやり取りにしろ、具体的にはどういったものになる
のかお答え願いたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

環境譲与税の使い道としましては、山林をまず維持するために、町に委託するか、民間業者に委託するかというのが決められます。町に委託された場合でも、森林事業をできると判断すれば、それを民間事業者のほうに採択できます。町がその森林経営に適さないと判断した場合は、町のほうで管理をしていきます。

また、災害防止や道路の脇とか、そういう不適切な山の管理もできますので、町がこれから管理をしていきます。伐採の有料の資産につきましては、木の伐採の料金とかは個人からもらいますけれども、そのほかにつきましては、役場が環境譲与税を使いまして管理していきます。

所有者不明につきましても、町でそういうふうに判断すれば、県のほうに報告を出して、不適切な山でも町のほうで管理することができますので、山を持っている方、森林を持っている方は事業継承しやすくなりますので、安心して継承して相続のほうに、登記につながるということを期待されます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 柏田議員。

○5番（柏田匡智君） 御答弁ありがとうございます。

森林環境譲与税に関しましては、やはり森林を継続的にという考え方の下に、まずは現状把握、林道等の整備が重要なのではないかとといった考え方も過去の議会の答弁の中でいただいておきますので、今後の管理に期待いたしたいと思います。

そこでまた、今の2点目の総括の再質問なんですけれども、やっぱり今後考えられるのは、先ほどの農地の集積等々もそうなんですけれども、集積できるところはいい、でも、限られた町民、農家、経営者の中で、今後五戸町全体の土地を継続的に管理していかなければならない時代に来るのかなと考えますと、限られた比較的若い後継者の中で、もちろん、できる範囲というのは、誰しものが限界というものがありますので、管理できない部分という部分が今後出てくるのではないのかな、家屋についてもそうですし、農地・森林に対しても。

そういった際に、今からの地域計画であれ、誰が管理するのか、限られた若い人たちに預けられても困るよという部分が、私が危惧するところなんです。

そういった中で、じゃ、何かしら受皿、やり方はないのかなというふうに考えるんですけども、たしか相続人全てが相続放棄をしたとしても、裁判所を通じて財産管理人、いわゆる弁護士の方々が財産管理をした中で、転売であれ、土地の有効活用というのを財産管理人

がなされるわけなんですけれども、もちろんただではない転売までに対する費用ですとか、人件費等々の部分で、財産管理人に対しても費用が発生するはずですよ。

また、この相続登記の義務化に伴って、現実問題として、先ほどのように遠方において管理できない、国に戻したいといった国庫帰属制度がありまして、その国庫帰属制度の中でも、向こう10年の管理料を先払いしてくださいと、国のほうで管理するにも。宅地であれ、農地であれ、森林の場合はケース・バイ・ケースですので、金額というのはまた違うんですけども、いずれにしても管理料は発生すると考えた場合に、じゃ、地域計画の中で、限られた人で、土地、地域を守っていくという中で、やはり半分ボランティアで守れるわけがない。適正な料金で、地域、五戸町を守っていかなければならないと考えた場合に、今後の地域計画で住民、地域の皆さんとの話し合いという中で、やっぱりそういった限られた町民、限られた人数で今後管理していく中で、適正な料金設定、そういった部分も今後考えていかなければならないんじゃないかという部分もぜひ、この地域の皆さんとの話し合いの中で一つのやり方として提案していった中で、地域計画のほうも進めていったらどうなのかなと、私なりに思うんですけども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

金額等につきましてはお答えできないんですけども、まずは10年後、誰が農地をしているのかというのが分かれば、まず地域で空いている農地、空いていない農地、適さない農地というのが明確になってきますので、そういうものをまずエリア設定して集積するのが一番です。

また、座談会でも、集約して農地を大きく拡大して事業をした場合には、その用排水路の管理等はどうなるのかというのも話し合いに出ています。農地を貸した人は貸しっ放しで、お金は少しもらえますけれども、借りた人については、その問題点がいろいろ出てくるというお話もいただいています。

それでも草刈りをする人だとか、農地をする人、これからもどんどん変わっていくんですけども、そういうことが可能性としてはありますので、全員農地に関わるのか関わらないのか、そういう問題もあると思います。

また、その地域計画で、優良な土地につきましては、まず国のほうでこれから補助の制度が始まりますので、まだ出ていませんので、いい地域計画をつくれれば、その補助の枠に入ることができますので、なるべく集約化して、地域の問題解決をして、そういう補助制度を利

用していくのが一番の近道だと思いますが、まだ始まったばかりですので、まず10年後を目指すということで、今計画しております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 柏田議員。

○5番（柏田匡智君） 御答弁ありがとうございます。

ぜひ、最初の1点目の一般質問にもつながるんですけども、誰もがそういった限られた町民の中で、相続にしろ、地元の地域の管理にしろという分がどんどん分母が大きくなっていくと想定される中で、そういった地域、農地をどう管理していくのかといった中で、国の補助等も活用しながら、ぜひ継続性のある計画にいたしたいと思いますし、また、私なりに御協力いたしたいと思います。

最後に3点目といたしまして、相続登記の義務化に係る啓蒙活動なんですけれども、ここを私、一番ちょっと力が入れるのが必要なんじゃないのかなと思う中で、最初の御答弁の中で、代表納税者でありますとか、5月の固定資産台帳の通知書等々にも、今の令和6年4月からの相続登記の義務化が始めますというのは、常々啓蒙なさっているといった中で、一つには、私経験あるのは、ほかに何かという場で御説明いただいたのかなとなりますと、たしか昨年度でしたか、納税組合長会議の研修会の際に、八戸の法務局長を講師として、県のそこでも制度の説明ですとかあったわけなんですけれども、あくまでそれは新しい相続登記の義務化に対する説明であって、本日の一般質問の1点目、2点目等、今後、相続する方々が限られて、五戸町に住む誰もが相続になる時代が来るんじゃないかと、こういった農地とか森林をどのようにという部分、そういった部分には、正直、もちろん触れられない話なんですけれども、私、再質問いたしたいのは、どの世代に今後注力して啓蒙活動したほうがいいのかと、私なりに思うに、今後、亡くなってから云々、相続人どうこうというよりは、難しい話なんですけれども、いわゆる子育て世代に対する啓蒙も大事なんじゃないかと。

なぜかという、例えば、子供さんの進学にしろ、就職にしろといった中で、ちゃんとそういった相続に向き合っていないと、子供さんがもう一戸建て、遠方でももう家を建てました。長くキャリアを積んで、その地域にもう根を下ろしましたとなれば、親御さんにしてみれば、自分の世代で相続を放棄にしろ、自分の世代管理できるうちはいいけれども、できなくなれば、相続人である子供さんと相談すると。いや、急にそういうことを言われても困る。もう既に私はこっちに家を建てちゃったし。じゃ、私、遠方から有料で管理料を今後もずっと払っていかなければならないのかというのが、想定されますし、親子だけではない、

先ほどの、子供が相続を放棄すれば、親のきょうだいがと、親戚にも関わってくるとなれば、親子の向き合い方、家族・親類との向き合い方というのが重要かと思われま

す。そういった中で、やっぱり子育て世代に対する先んじた啓蒙活動というのも大事なのかなといった際、例えば、保護者会であれP T Aであれ様々、毎年研修会をしているんですけども、そういった際の研修依頼、講師の依頼というものがあつた際は、五戸町として対応いただけるものなのかどうか、その点御説明願います。

○議長（川村浩昭君） 小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺克仁君） ただいまの御質問にお答えいたします。

おととしてでしたか、先ほど議員もおっしゃつたとおり、納税貯蓄組合連合会の研修会の中で実施した実績はございます。

ただ、町としては、そちらの講師となるようなことはちょっと難しいので、まず法務局八戸支局のほう、こちらのほうにお問い合わせいただければ、講師依頼していただけるものと思つております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 柏田議員。

○5番（柏田匡智君） ありがとうございます。どうしても、相続登記というだけで、今義務化という部分に関すると、やはり所管が法務局ですので、今のような御答弁も致し方ないとは思いますが、単に相続、町の徴税に係る部分というので、もし内容等合致するものであれば、ぜひ御協力願いたいと思つますし、先ほど2点目の質問にありました農地・森林に係る部分というのも、各課の横の連携ももし必要と感じられるのであれば、そういった部分も連携を取つていただいて、地域の皆さんとも話し合つていただきたいと思つます。

時間がないので、最後に、私が思うに、これは若宮町長が推し進めておられる各政策にも通ずるものがありますし、五戸町愛を醸成する、ある意味根拠、根本になる部分だと思つますし、今後の継続にも係る部分だとも思つます。

そういった点を踏まえて、今の私の質問の中での総括といたしまして、こういった啓蒙活動であれ、町の将来像、この辺の限られた町民が守つていくという時代に来た際に、それを先んじて行動に移す、移さないという部分はあるんですけども、啓蒙活動の部分で、若宮町長はどのようにお感じになっているか御答弁願いたいと思つます。

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 今、柏田議員の将来にわたつて相続する方々がおられなくなつたとき

には、若い人たちにその負担がかかるんじゃないかというような、それは本当にごもつともなとおりでございます。

ただ、現状は、個人の財産とか、プライバシーのような部分も結構含まれておりますので、その辺のところをきちっと整理しながらこういう相続、今やっと、こういう制度ができたもんですから、義務化して相続人をちゃんと決めてくださいと。ちょっと、その辺のところの様子を見させていきながら、今後、全て五戸町の土地が国庫に返納されましたということにならないように、頑張っていかなきゃならないんだろうなと思います。

引き続き、議員の皆様方からも、日々、町民の皆様に御指導いただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長（川村浩昭君） 柏田議員。

○5番（柏田匡智君） ありがとうございます。

若宮町長がおっしゃるとおり、本当にちょっとデリケートな問題もはらんでおりますし、ただ、将来向き合っていかなければならないというのはもうこれは確実な話ですし、現在は、五戸町の政策といたしまして、五戸まつり条例であれ、五戸愛の醸成であれ、そして五戸町に住所を置いて、ほかに通って仕事をなさるのに対する助成であるというのが、やっぱりそういう五戸に住んでいただいて地域を管理して、皆さん経営を成り立たせるというのが基本だと思いますので、ぜひ、そういった今後の考え方、向き合い方というものに対しても、今後注視していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） 次に、尾形裕之議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

尾形裕之議員。

〔11番 尾形裕之君 登壇〕

○11番（尾形裕之君） 議席番号11番、尾形裕之でございます。

五戸町議会第12回定例会につき、先に通告いたしました、五戸のちからを五戸のちから世界へ未来へ情報発信し、町民ひとりひとりの命輝く地宝・五戸新時代をつくることについてを質問させていただきます。

まず、1、第1回五戸町民大学講座が6月26日13時30分から公民館で「五戸と鎌倉市の歴史について」のテーマで開催されますが、これを五戸ちゃんねるで放送するのでしょうか。

またABAのふるさとCM大賞に、このことを話題にして参加する考えはないのでしょうか。

2、五戸まつりに与謝野町から参加する方がいると聞きましたが、どのような目的で、どのようなイベントをするのでしょうか。

3、五戸の大衆浴場に町では年60万円の助成金を出してありますが、その経緯と、なぜ60万円と制限をつけたのかお知らせ願いたいと思います。

4、最後でございますが、五戸ドームのボイラー、今後どうする予定でしょうか。

よろしく御答弁お願いいたします。

〔11番 尾形裕之君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 尾形裕之議員の質問にお答えいたします。

五戸のちからを五戸のちから世界へ未来へ情報発信し、町民ひとりひとりの命輝く地宝・五戸新時代をつくることについての質問のまず最初、1点目の第1回五戸町民大学講座が6月26日13時30分から公民館で「五戸と鎌倉市の歴史について」のテーマで開催されるが、五戸ちゃんねるでその後、放送する予定があるのか。また、ABAのふるさとCM大賞に、このことを話題にして参加する考えはないのかに係る御質問にお答えします。

五戸ちゃんねるで放映する番組については、年間30本程度制作する主要内容で業務委託契約を締結しております。

6月26日に開催される町民大学講座「五戸と鎌倉市の歴史について」は、今年度制作する30本の中に含まれており、撮影いたします。放映日は未定であります。できるだけ早期に放送したいと考えております。

また、青森朝日放送のふるさと自慢わがまちCM大賞への応募についてですが、これについても番組制作30本の中に含まれており、ABAのCM大賞番組には参加する予定であります。ただし、CM大賞へ応募する作品内容について、どのようなものにするかについては、現時点では未定であります。

次に、2点目の、五戸まつりに与謝野町から参加する方がいると聞いたが、どのような目的で、どのようなイベントをするのかに係る御質問にお答えします。

五戸地方最大のイベントである五戸まつりは、9月5日金曜日から7日日曜日の日程で行われる予定であります。与謝野町から参加いただくのは、山添斗真町長であります。6日午後に来町し、町内の施設を見学した後、まつりの中日で流し踊りと山車、夜間競演見学、翌

日の7日のお還りでは、一部、山車組への参加と喧嘩太鼓見学の日程となっております。8日に帰路に着く予定であります。

目的は、五戸まつりに参加してもらうことでもありますので、新たなイベントを企画するものではありません。

与謝野町と五戸町は御縁がございます。ごのへ郷土館に設置したDC351は、かつて京都府与謝野町の加悦SL広場に大切に保管されていたものであります。また、大正14年9月に与謝野鉄幹、晶子夫妻が五戸町を訪問してからちょうど100周年となる年にゆかりのある与謝野町から五戸町に来町していただくものであり、交流を通じて両町の理解を深めてもらうものであります。

次に、3点目の五戸の大衆浴場に町では年60万円の助成金を出しているが、その経緯と、なぜ60万円と制限をつけたのかお知らせ願いたいに係る御質問にお答えいたします。

当事業の開始は、五戸町社会福祉センターの浴場運営の終了と関連があります。

五戸町社会福祉センター施設内に併設された入浴施設は、平成2年度に設置され、現在34年が経過しております。老朽化が著しく、当施設継続には多額の修繕費が必要になること、また、燃料費高騰による運営コストの増加に対応する必要性などを総合的に判断し、令和5年度末をもって浴場運営を終了するに至りました。

浴場運営の終了に当たり、社会福祉センターの浴場を利用していた高齢者が民間浴場を利用する際には一定の配慮が必要であると考え、町内の民間公衆浴場事業者との協議を行い、令和6年4月から新規事業として五戸町公衆浴場高齢者低料金入浴事業を開始いたしました。

当事業の内容は、町内の公衆浴場であるまきば温泉、新・たんぼのゆっこ、倉石温泉の3か所において、65歳以上の入浴料金を毎週火曜日、施設ごとに定めた時間帯において、250円の低料金と設定し、通常入浴料から250円を引いた差額について、年間60万円を上限として、町が助成するものであります。

社会福祉センターの浴場を利用していた高齢者の民間浴場利用における配慮及び浴場施設においては、利用客の増加や活性化につなげることを目的とし、町外在住者も対象としております。

割引券送付や申請方式などによらない簡潔明瞭で、高齢者のみならず浴場施設や町への相乗効果も期待できる事業として、事業を開始したものであります。

次に、補助上限を年額60万円までと定めた経緯を御説明いたします。

上限設定に当たり、町内の浴場運営事業者であるまきば温泉、新・たんぼのゆっこに対し

聞き取り調査を行ったところ、事業開始前の令和5年度時点で、平日の午後4時までに入浴する65歳以上の高齢者の数は、多い日でも1日当たり30人前後の入浴者数であったことから、この30人という数値を基準として、余裕を見て約2倍近い1日当たり50人から60人の入浴者数を見込んだ積算を行い、浴場事業者との協議の中で、補助上限を年額60万円と設定することで合意に至ったものであります。

私からは以上です。

[町長 若宮佳一君 降壇]

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） それでは、尾形裕之議員の4点目の五戸ドームのボイラーは今後どうする予定かについてお答えします。

五戸ドームの屋内練習場の暖房設備は、令和5年12月に故障し、現在使用できない状況にあり、寒い時期には一部の利用者から暖房設備の早期復旧を求める声をいただいております。

改修には、施設の老朽化が進んでいることもあり、膨大な費用がかかることが判明したため、現在、費用を抑えた効率的な暖房の方法、あるいは暖房の設備を調査しているところであり、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 尾形議員。

○11番（尾形裕之君） ありがとうございます。

まず、第1点でございますが、町民大学の件で、五戸と鎌倉市の関わりでございます。

皆さんも御存じのとおり、三浦、佐々木、川崎、中里、大久保、小泉、大沢、鈴木、それから高橋、赤坂、上位10の中に鎌倉時代の方々、鎌倉武士の関係の方々に関わりがあるわけですね。ざっと、理事長側の方向、20人いらっしゃいますけれども、ちょっとした私の知識でいくと、大沢さん、前田さん、高橋さん、村上さん、中田さん、高谷さん、大久保さん、中里さん、高橋さん、佐々木さん、赤坂さん、赤坂さんとざっと50%超えます。

こちら側14人いますけれども、私は村上一族でございますので、松山さん、エビスワ、1593年九戸政実の乱のあたりは、松山さんはエビスワさんでした。それで考えますと、こちら側は7割以上いるんですね。ざっと考えてこれ、大変不思議で、何としても1回目のとき聞いて、そういうこともあるんだなと思っていました。

でも、資料をよく見ますと、国名、300人ぐらいの名前が書いてあるわけですよ。川崎さんのところの家に行ったときに、びっくりした。掛け軸がありますよ。桓武天皇からの流れ

です。鎌倉時代の武士さんは桓武天皇の流れの方がほとんどなんです。平さんもそうですけどもね。これが不思議で、不思議で、何で800年もたってまた同じ人たちが一緒にいるのか。下手をすると、五戸町のほとんどの人口8割方が鎌倉時代の血を引いているのかもしれない。私でさえ、3代遡るとそうですよ。8代遡る話でしょう、多分。ほとんど、不思議で、ぜひとも五戸ちゃんねるで流していただく、ありがとうございます。そうしていただいて、できれば、資料ですね、工藤先生の資料が配られると思うんですよ。先生の講義と資料で、私、後から読み返して勉強したんです。すると、大変なことが分かって、すごいなと思いました。

何とも突然、いろんな機運が上がったCM大賞に、そうなってできればいいなと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） 質問にお答えいたします。

まず、番組については、五戸ちゃんねるのほうで撮影いたします。そして、放送もできるだけ早い時期に放送したいと考えております。

それで、今のお話にありました資料については、先生は多分、スライドでスクリーンに上映する形になると思いますけれども、それがきれいに撮影できるかどうかちょっと今検討中でございますので、もし、先生がよろしければ、データでその資料を頂いて、それを番組の中にはめ込むという、そういう形を現在考えております。

そして、もう一つのCMのほうでございますが、現在、CM、その内容についてはまだ決定しておりませんので、申込期間が秋でございますので、まだ時間がございますので、いろいろと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 尾形議員。

○11番（尾形裕之君） これ、3回目ですよ。

平成29年にもやっていると思う。そのときに頂いた資料があるんですよ。それでもいいので、とにかく参加できるのが、その月講演した人だけで、内容は、職員も分かっていないんだよね。分かっていないんですよ。そういう情報を聞いたことがないというのが、ほとんどでした。

ですから、今回は、五戸ちゃんねる流したとき、その資料を分かっていただく格好、学芸員の村本さんがいらっしゃいますから、役場職員の新人講義のときに使っている中に入れて

いただくとか、十分頑張っていたらいいなと思います。よろしくお願いします。

続きまして、与謝野町の話なんですけれども、これも不思議で、100年前、1925年9月に与謝野晶子、与謝野鉄幹が来ているんですね。経緯はたしか、高雲寺の和尚さんと与謝野鉄幹が大学時代の同級生ということで頼って来ている。多分、大正12年の関東大震災で与謝野晶子の経営している学校もなくなったんですね。その資金とか何とか必要で、あちこち全国に行脚して歩いたという話がありますから、多分そこでないかなと思うのね。

五戸町に来て色紙とか書いて、それを売って資金にしたという流れもあります。それから、何で与謝野町にあの貨物列車があったのが不思議で、本当に御縁、御縁と不思議だなと思っております。これもCM大賞の話題としてもいいのかもしれないと思います。その辺はどうお考えですか。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） お答えいたします。

与謝野町と縁がございまして、DC351、里帰りをしたわけでございます。縁はあるという事は承知いたしております。

それで、またCM大賞の話でございますが、この山添町長が来町することもゆかりのある行事となると思いますので、CM大賞の撮影する材料の一つとして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 尾形議員。

○11番（尾形裕之君） 前も、この話題は、流れる五戸川から見て、1枚の写真ですよ。

与謝野鉄幹と与謝野晶子とそれから複数の当時の高雲寺の住職とか、集合写真があったんですよ。できましたら最低でも、与謝野町長と町長、副町長並びに俳句の会の方々、またその関係者で、公民館の碑文、あそこの与謝野晶子の碑、短歌の碑文のところ、ぜひとも写真を撮っていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

続いて3番目、大衆浴場の60万円の件なんです、大変これもすばらしい事業で、大好評。確かに、やる前は50人か60人という話で、正解だったと思うんですよ。しかし、250円という低料金になりますと、どっと増えた。制限をつけられると、町長もお仕事をやっていらっしやるとよくお分かりかと思いますが、損益分岐点を越えてくれればいいけれども、人数がそれより多くなると、逆に赤字になっていくんですよ。痛しかゆしですね。

三方は、みんな特に売手、買手、そして役場も役場の政策で町民が潤って、している事業

者もうまくなっていけばいいんですけれども、する分だけ赤字になっていくと、事業者も大変だと思うんですね。この辺はもう一回検討していただける余地があるんでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 赤坂福祉課長。

○福祉課長（赤坂哲也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず基本線でございますが、先ほどの町長の答弁の中にございまして、事業開始前に補助上限を60万とすることで、まず町と双方、事業等相合意しまして始めまして、令和6年度に開始しました。

そして、今年度2年目を迎えているわけですが、入浴者数の増減、そういったところも見定め、事業者とよく相談しながら、定期的にミーティングを行いながら、今後町として事業効果ですとか、制度の立てつけ、そういったところの照合をしていきたいと思っております。

今後も入浴者数を正確に把握しながら、引き続き調査研究を行ってまいりたいと思っております。

手前みそではございますが、実は事業効果も相乗的に出てきておりまして、12歳以上の若い方、12歳以上の大人料金というんですけれども、これが火曜日も含めて、火曜日以外の土曜日、日曜日全ての日を含めまして、ある事業者のところでは、年間5,000人ぐらい増えているといったお話も聞いておりますので、そういったところも含めまして、事業者とよく相談しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 尾形議員。

○11番（尾形裕之君） ありがとうございます。

十分検討していただいて、みんながウィン・ウィンのような形になっていければと思います。よろしく願いいたします。

最後に、五戸ドームのボイラーの今後なんですけれども、そのように早く進めていただきたいと思います。特に今年は、予算が申請すると、来年だもんね。間違いなく、来年だと思うんですよ。今年の冬どうする、今年度の冬どうするかが非常に悩ましいところでございます。その上、十分御考慮の上、よろしく願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（川村浩昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（川村浩昭君） 日程第1「一般質問について」を続行いたします。

高奥浩明議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

高奥浩明議員。

〔4番 高奥浩明君 登壇〕

○4番（高奥浩明君） 議席番号4番、高奥浩明でございます。

五戸町第12回定例会におきまして議長のお許しを得ましたので一般質問を行います。

まず、3月定例会におきまして質問いたしました公民館の空き部屋の自習室としての貸出しの件、図書館が使用できない19時以降の利用した学生がいたようです。まだまだ利用率が低いようですが、これからテスト期間に向けて多くの利用が考えられます。

町の施設有効活用のよい事例になったと思います。ありがとうございます。

では、質問に移ります。

第1点目、小・中学生の不登校と支援体制について。

第2点目、木村秀政ホールなど歴史みらいパークリニューアル工事の進捗についての2点でございます。

第1点目、小・中学生の不登校と支援体制について。

文部科学省の調査によりますと、令和5年度の小・中学生の不登校は全国で34万6,082人、令和4年度は29万9,048人、4万7,434名の増でございます。増加傾向にあり、その対応が問われております。

小・中学校を合わせた1,000人当たりの不登校は、全国平均で37.2人、青森県平均は34.9人と、青森県は全国平均よりは少ないものの増加傾向にあることには変わりありません。

五戸町におきましても、中学校の卒業式での欠席者の多さが気になっております。つきましては、小・中学校の不登校と支援体制について伺います。

1つ目、不登校の定義について。

2つ目、五戸町における不登校の人数と割合、全国平均・青森県平均との比較、近隣市町村との比較について。

3つ目、不登校の原因分析及び青森県及び五戸町の対応方針と具体的な支援について。

第2点目、木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル工事の進捗について。

歴史みらいパークのリニューアル工事につきましては、建物内はかなり進んでいることが見受けられますが、図書館入り口のホールは、工事はまだまだであると感じております。

木村秀政ホールは、子育て世代のための施設にリニューアルされますので、オープンを心待ちにしている子育て世代の方は多いのではないかと思います。また、歴史みらいパークは町の中心部にあり、駐車場も使い勝手がよいことから、町のにぎわい創出の場にもつながるのではないかと非常に期待しております。

その一方、木村秀政ホールに展示されていた資料は、木村秀政博士の功績を町民が知り、後世に伝えるためにも適切に管理・開示される必要があると考えております。

つきましては、木村秀政ホールなど歴史みらいパークリニューアル工事の進捗について伺います。

1つ目、リニューアル工事の進捗及びオープンの時期、形態、イベントの計画について。

2つ目、木村秀政ホールに展示されていた資料の管理・開示状況について。

3つ目、木村秀政ホールの開館時間、イベント等への貸出しなど運営方法について。

以上2点につきまして、御答弁よろしくお願ひいたします。

〔4番 高奥浩明君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 高奥浩明議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、2項めの木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル工事の進捗についての質問の1点目のリニューアル工事の進捗及びオープンの時期、形態、オープンイベントの計画についての質問にお答えさせていただきます。

その他の質問は、教育長に答弁させます。

木村秀政ホール改修工事については、昨年7月に工事を発注し、一部変更を経て、契約金額8,996万5,700円で工事が完了し、3月17日に工事検査を終了しております。

また、工事とは別に発注していたミーティングテーブル、チェア等の備品の納入も3月24日に納入が完了しております。

オープンの時期は、五戸町の合併記念日である7月1日にオープニングセレモニーを開催する予定で進めております。

オープンの形態は、展示資料を移設したエントランスホールの木村秀政博士YS-11メモ

リアルギャラリー内、みらパ入り口付近において園児を含む関係者にてテープカットを行う予定であります。

オープニングイベントの計画はありませんが、7月1日のオープニングセレモニーの周知手段として、町広報紙6月号、町ホームページ、町公式各種SNSへ情報を掲載いたします。また、マスコミ各社への情報の投げ込みを行い、広く周知を図る予定であります。

私のほうからは以上です。

[町長 若宮佳一君 降壇]

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） それでは、高奥浩明議員の1項め、1点目の不登校の定義についてお答えいたします。

国では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律及び文部科学省省令により不登校児童・生徒を定義しており、相当の期間学校を欠席する児童・生徒であって、何らかの心理的、情緒的、身体的もしくは社会的要因または背景によって、児童・生徒が出席しないまたはすることができない状況にあると認められるものとしております。ただし、病気または経済的理由による場合は除かれます。

2点目の五戸町における不登校の人数と割合、全国平均、青森県平均との比較、近隣他市町村との比較についてですが、高奥議員の御質問にありました文部科学省の調査は、児童・生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査になります。

不登校については、病気または経済的理由等以外で、1年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒を集計しております。

この調査で、五戸町立小・中学校の不登校の人数は、令和4年度は37人、令和5年度は40人、令和6年度は、速報値になりますが47人となっております。また、児童・生徒1,000人当たりの不登校の人数は、令和4年度は全国平均31.7人、青森県平均27.2人に対し五戸町は41.3人、令和5年度は全国37.2人、県34.9人に対し五戸町は45.5人、令和6年度は、国・県は集計が済んでいないため未公表ですが、五戸町は54.3人となっております。

国・県と比較しますと、不登校の人数は、五戸町でも同様に年々増加傾向にあります。1,000人当たりの不登校の人数につきましてはコロナ禍以降、特に五戸町は国・県よりも高めに推移しております。

近隣他市町村との比較につきましては、八戸市は令和5年度で1,000人当たり46.0人となっております。なお、三戸郡内の各町村では、人数等を公表

しておりません。

3点目の不登校の原因分析及び青森県の対応方針、五戸町の対応方針と具体的な支援体制についてですが、文部科学省の調査研究によると、不登校の関連要因として、きっかけ要因は、不安、抑鬱、体調不良、居眠り、朝起きられない、夜眠られないといった心身生活リズムの不調、宿題ができていない、学業の不振などが上位となっております。

また、背景要因は、きょうだいの不登校、発達、家庭環境、心理的、精神的な問題などが上位となっておりますが、原因は1つではなく、このほかにも様々な要因が絡み合っております。

また、町立小・中学校を対象に行ったアンケート調査では、主な原因として友達との関係がうまく構築できないなどの対人関係、家族間の不和や保護者の養育力、養育態度などの家庭環境、SNSやゲームなどへの依存などによる生活リズムの乱れ、学習意欲の低下による学習遅延、発達障がいやその疑いを持つ生徒の特性の2次障害による集団への不適応、学校行事や学校生活への不安が挙げられております。

次に、青森県の対応方針についてですが、県教育委員会の令和7年度学校教育指導の方針と重点では、生徒指導の充実として、一人一人の子供が個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等と連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動、不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に努めることとしております。

五戸町の教育においても、県の方針に倣い、生徒指導の充実を学校教育施策の重点事項の一つに位置づけております。

具体的な支援体制につきましては、児童・生徒、保護者等の支援体制構築のため、国の24時間子供SOSダイヤルの周知、県のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を行っております。また、指導力向上のための調査研究等として、県の安心できる学校づくり研修会、居場所づくり・絆づくり推進事業、いじめ防止キャンペーン推進事業に参加しております。

町独自の支援体制につきましては、各学校、教育委員会、健康増進課の保健師、福祉課、児童相談所、病院、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を招集しケース会議を開催し、個々のケースに応じた連携をするとともに、電話や面談による相談、家庭訪問、放課後登校、別室登校、リモート授業参加など、各家庭及び学校の状況に応じた柔軟な対応を行っております。

また、町の新たな事業として、学校には行けるが教室に入ることができない生徒のために、五戸中学校に校内教育支援センターを今年4月に設置しました。専門の指導員を1名配置しましたので、学校内の居場所の確保や不登校の未然防止などの効果が期待できます。

今後は、運用を検証し、小学校や他の中学校への拡充、さらには校外における同様の施設についても検討してまいります。

なお、不登校対策につきましては、新たな不応児・生徒を出さないことが重要ですので、教師と子供と向き合う時間を十分に確保するよう働きかけるとともに、生徒指導の充実をより一層図ってまいります。

続きまして、2項目、2点目の木村秀政ホールに展示されていた資料の管理・開示状況についてお答えいたします。

リニューアル前に木村秀政ホールに展示されていた資料につきましては、故障し利用できなかったホライツシミュレーターや機器類は廃棄となりましたが、展示されていた資料等は図書館ロビーへ新たに「木村秀政博士YS-11メモリアルギャラリー」としてコーナーを設け、壁面に資料を掲示したほか、ガラスケースを配置し陳列するなどし、主なるものはほぼ展示することができております。なお、展示できなかった一部の資料は図書館で保管しております。

同氏に関する資料は貴重な町有財産であり、関心が高いものと認識しておりますので、今後は展示会などを行い、有効活用に努めながら、これまで同様に資料を適切に管理、開示してまいります。

次に、3点目の木村秀政ホールの開館時間、イベント等への貸出しなど運営方法についてですが、リニューアル後の木村秀政ホール、愛称としてみらパと呼んでおります、みらパの開館時間は図書館に合わせ、火曜日から金曜日は午前10時から午後7時まで、土曜日、日曜日、祝日は午前10時から午後5時までとなり、図書館が管理いたします。

運営方法については、施設内にカフェが開店することになっており、調理スペースについては運営者と賃貸契約を締結し、開店時間中は、みらパ内の見守りもしていただくことになっております。

みらパは、子供たちが自由に遊べるスペースとなっており、基本的にはどなたでもフリーに利用することができますので、貸出しについては図書館ロビーも含め、今後の利用される状況や地域のニーズなどに応じ、管理者及び関係者と協議して判断していくこととなります。

今後の運営については、カフェ運営者をはじめ、町や関係団体によるイベント等の開催

などにより、たくさんの方々から来館いただき、地域の交流の場となり、子供たちや家族が集い、楽しむことができる場所になるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 丁寧な回答ありがとうございます。

では、順次再質問させていただきます。

第1点目、小・中学校の不登校と支援体制について。

1つ目、不登校の原因について。ここに関しては再質問はございません。

2つ目、五戸町における不登校の人数と割合、全国平均、青森県平均との比較、近隣市町村との比較につきまして、こちらは補足資料として教育課からいただいたデータをグラフにしてありますので、それをまず御覧ください。

1,000人当たりの不登校児童・生徒数について、令和4年度は全国平均31.7人、青森県平均27.2人に対して五戸町は42.3人、令和5年度は45.5人と、青森県域平均はおろか、全国平均よりもかなり大きい、大幅に上回っているということが確認できております。また、三戸郡内の市町村では人数等を公表していないこと、了解いたしました。

再質問させていただきます。不登校の定義で、30日以上欠席とありましたが、実際、不登校の方というのは、何日ぐらい欠席しているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

令和6年度について申し上げます。小学校は、30日以上不登校の数が16人、うち90日以上は4人、中学校は31人で、90日以上不登校は6人となっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） それだけ長く欠席している方がいらっしゃるということは、結構、授業についていけなくなったりするということも考えられますが、それに関してどのような対応を行っているのか。また、卒業後の進路に対してどういうふうに影響しているのか、お答え願います。

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） お答えいたします。

確かに、長期の欠席になりますと学力面での不安が出てきております。逆に言いますと、

学力面が不安で不登校になっている子もいることはおります。

各学校の対応につきましては、一番多い例としては、学校で行っている教材等を、定期的に家庭訪問をして、子供と会える場合は会って個別に指導をしたり、あるいは家族に協力を求めて、プリント類になりますけれども、書いていただいて、それを次の家庭訪問のときに回収してきたり、そういったことを行ったりしています。ただ、学力保証までは至っていないのは現実であります。

それで、進路のことにつきましてですけれども、なかなか90日以上の不登校の子供は、いろんな働きかけがあっても登校できないというのが現実です。

ただ、大きな学校行事等を通じて登校できるきっかけになったりもしていることもあります。例えば、修学旅行であったりだとか、体育祭、文化祭であったりだとかということが考えられますが、一番大きいのはやっぱり目前に迫った進路の問題ということで、この場面で登校できるようになるきっかけといたしますか、そういうふうになることがあります。

なかなか日中授業には出られなくても、放課後に登校して、いろんな進路相談も含めて対応していくという例が一番多くありまして、通常の全日制の課程にはなかなか進学できないケースもありますけれども、ほとんどのお子さんが自分の適性に合った形で進路実現できているなというふうに感じました。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 回答ありがとうございます。大体、状況がつかめました。

次に、小・中学生1,000人当たりの不登校児童・生徒の推移につきましては、グラフで見るように、コロナ後に確かに増えているようにも見えますけれども、実際のところ2018年から実は増えているんじゃないかなというふうに見ることもできて、コロナ禍にちょっと減っている。逆に、多分もしかしたらコロナ禍で登校しないことになって、不登校の人が見えなくなっていて、実は2018年度からそのきっかけがあったのではないかと思います。この不登校の結果についてどのようにお考えか、ちょっと考えを聞かせてください。お願いします。

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） この推移について、正式には聞き取りや調査をして分析はしておりませんが、考えられる理由としては、今あったコロナ禍前までは、五戸町は非常に低位に推移していましたが、これをきっかけに高止まりというよりも増加傾向にあるということになっていました。

不登校の原因等につきましては、先ほど申しましたとおり、原因を構成する多くの要因が複雑に絡み合っているというケースが多くて、なかなか一つに特定できないところがありますので、そういったあたりで一つの要因を解決してあげても、別な要因がある場合はなかなか解決に至らないというのが、この不登校だと思っていましたので、これから、その分析等も含めて、もう少し掘り下げて対応していきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） ありがとうございます。

こちらのほうに出していませんけれども、頂いた資料の中に、令和6年度のデータとして、小学生と中学生の不登校の割合のデータもいただいております。ちょっとそこを紹介していただけないでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 私のほうから紹介させてもらってもよろしいですか。

○議長（川村浩昭君） はい。

○4番（高奥浩明君） 令和6年度のさっきの件ですけれども、小学校、中学生をまとめた1,000人当たりの数で出しておりますが、実際に割合で教育課のほうからもらっています。

令和6年度、小学生でいうと2.867%が不登校。これが中学生になると10.098%ということで、1割をもう超している状態になっております。この認識でよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、間違いございません。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 三戸郡内の不登校の人数は公表されていないということでしたけれども、八戸市、五戸町の傾向を見ると、青森県内でも地域によってかなり色があるのではないかなということが想像されます。

この傾向の違いというのが、不登校に対する解決のヒントになるのではないかなと思いますので、そこら辺は、ぜひ三戸郡内の各自治体及び県とも協力し分析していただければと、これを要望として挙げておきます。

次、3つ目、不登校の原因分析及び青森県、五戸町の対応方針と具体的な施策について。

文部科学省による不登校の関連要因、背景要因及び五戸町が小・中学校を対象に行ったア

ンケートの結果について了承いたしました。青森県及び五戸町の対応方針、具体的な支援体制についても了承いたしました。

再質問させていただきます。今年度から専門の指導員1名が五戸中学校に配置されましたが、どのような生徒を受け持ち、何人ぐらいの生徒を実際に受け持っている、クラス担当の職務の分担というのはどういうふうになっているか教えていただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

今年度より五戸中学校に適応指導教室を設けまして、専任のスタッフ1名を配置し、不登校生徒をこれ以上増やさない取組を開始しております。

対応状況につきましては、4月には3名に5日間対応したと聞いております。5月には2名に対し9日間対応したと聞いております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） クラス担任とのこの役割の分担というのも教えていただけますか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

担任と支援員との違いということですが、現在、特別支援員という支援員を配置している中で、その方から1名選びまして、特別にこの教室の専任担当をやっていただいております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） この指導員というのは、あくまでも登校してきた人に対応する、登校してきていない人に対してはクラスの担任が対応するというところでよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

この制度は、不登校生徒をこれ以上出さないという目的でございまして、議員おっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） この指導員に対する予算がどちらから出ていて、今後どうなるか、そ

れについても教えてください。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） この事業につきましては、導入年度に限り、国と県の補助が受けられる制度を活用しておりまして、補助は定額になっておりまして、3分の2まではいきませんが、町の持ち出しが大体3分の1になるような事業でございます。

来年につきましては、初年度の導入に限りますので、補助は受けられないということになります。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 今年度は3分の1、来年度以降は全額町の負担になるということで理解いたしました。現在の人数も、2、3名ということですので、まだ指導員のキャパは足りているのかなということは理解いたしました。

不登校への対策は今回みたいに、先ほど言われましたように不登校の児童数を減らす、もしくはフリースクール等、学校以外の場所を設けるといふような方法が考えられると思いますけれども、これについて、先ほどちょっと触れられていましたけれども、どのようなお考えをお持ちか、ちょっとお聞かせください。

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） お答えします。

まず、我々指導していくときに考えるのは、学校には来られるけれども教室に入れないようなお子さん、それから、家から出ることはできるんだけど、学校になかなか登校までは至らない子供、さらには、引き籠ってしまって家からも出られないような子供、そういった段階の子供たちに、どういうふうな支援をしていけるかというふうにして、通常考えて対応しています。

今、紹介があったのは、何とか学校には来られるんだけど、なかなか教室に入れないんだという子供のための対応の策として、この子が学校に来られなくなるのを何とかして防ぎたいなというふうなことだとか、あるいは、何かのトラブルを抱えてしまって、少し落ち込んでしまっている子供をケアしてあげたりだとか、そういったことで対応できる仕組みかなと思っています。

さらに、今お話がありましたフリースクールだとか、そちらのほうというのは、家からは出られるんだけど学校には登校できないという子供を対象ということになると思います。

そういうお子さんについても、各学校からの報告によって、相当数いることは分かっております。

ですから、今回のこの事業を検証していく中で、学校にこの仕組みを増やしていったほうがいいものなのか、あるいは、学校以外の場所をどこか設けて、そこに専門の指導員の方を置いて対応していったほうがいいものなのか、そういったものを含めて、今後事業経過を見ながら検討していきたいなと思っています。

なお、学校外の施設ということになると、また、本当に不登校のお子さんだけの対応の施設でいいのか、それだけいいのか、もっとほかに考えられるとすれば、今、サードスペース、若者の居場所づくりという問題も出てきています。そういったものの観点だとか、あるいは、先ほどちょっと進路の話をしたのですが、不登校の生徒の進路先の一つとして、通信制課程を選ぶお子さんも相当数おられて、これも増加傾向にあります。そういったお子さんが、例えば、スクーリングがないときに、その場所で自学自習したりだとか、そういったことができるような、そういった総合的な施設を目指していければいいなとは考えられますが、今、中学校で行っている事業を少し検証して、この後検討していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 大変、多方面に考えられていることを聞いて、安心いたしました。

以上で第1点目に対する再質問を終わります。

続いて第2点目、木村秀政ホールなどの歴史みらいパークリニューアル工事の進捗について。

まず、先ほど建物の中についてお答えいただきましたが、入り口のところの池があったところの工事も同時に行われていると思います。その進捗状況についてお答え願います。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在施工中の噴水広場改修工事ですけれども、繰越事業として3月定例会におきまして契約同意をいただきまして、株式会社東北産業さんと税込み5,346万円で工事契約を締結しております。工期は令和7年9月30日までとなっております。

工事の進捗状況ですけれども、5月の連休明けに本格的に工事に着手しまして、現在まで構造物の撤去工事及び移設工事が終了しております。施工業者に確認したところ、工事の進捗率は5月末時点で32%ほどと伺っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 噴水公園としてのオープンのめどというか日程、スケジュールはお決まりでしょうか。回答をお願いします。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほども申しましたが、現在発注しております工事の工期が9月30日となっておりますが、工事している施工業者に確認したところ、8月中に完成が見込まれるという報告を受けております。ただし、令和7年度の残工事もこれから発注の予定がありまして、できましたら9月末までに完成させまして、例年、10月に五戸でハロウィンというイベントが芝生広場で開催されておりますので、できましたらそこで子供たちにお披露目したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 五戸でハロウィンに間に合わせていただけるということで、楽しみにしている人も非常に多いと思いますので、非常に安心いたしました。

2つ目、木村秀政ホールに展示されていた資料の管理、開示状況につきましては、移設した資料と移設場所及び廃棄した資料について了解いたしました。

再質問させていただきます。先人検証展示室展示検討委員会において、木村秀政博士も対象になっていると思いますが、これはどのような形で進めているかお答え願います。

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） お答えいたします。

先人検証展示施設についての進め方ということですね。それについて、五戸町におられる先人、多くの偉人も含めてたくさんいらっしゃいますが、そういった方々の資料等をまとめて、できれば1つの部屋でその方々を紹介するような検証施設、その実現を目指して、文化財保護審議員の方々を中心なんですけれども、どのような方法でできるかということで検討しています。この木村秀政博士もそのメンバーの一人に入っております。

こちらのほうですけれども、中身について今かなり精査している段階でありまして、今年度も3回ほど委員会を開いて、どのような内容にしていっていいかというのを検討する予定になっております。

施設のほうに関しては、どういう施設にするかということに関しては、まだ検討を重ねて

いる最中です。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） ありがとうございます。

木村秀政博士の功績は、五戸町に関心を持つ、または五戸町の関係人口を増やす、あるいは五戸観光のきっかけになる可能性もあるのではないかというふうに思っております。ぜひとも、この木村秀政博士の功績を活用して、五戸町に多くの人を呼べるようなことを考えていただきたい、これを要望とさせていただきます。

次に3つ目、木村秀政ホールの開館時間、イベント等への貸出しの運営方法について、開館時間、休館は図書館と同じにすることで了解いたしました。イベント等の貸出しについては、現在検討中ということで了解いたしました。

再質問させていただきます。リニューアルに伴い、図書館のほうに木村秀政博士の資料が展示されております。一昨年まで、ホールではクリスマスコンサートが行われておりましたが、昨年は展示物があるためクリスマスコンサートが行われませんでした。今後、ホールの使用についてはどのようになるかお答え願います。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） 御質問にお答えいたします。

教育長からも最初の答弁にもありましたとおり、今後の利用状況を確認しながら、今までやっていたイベントとかがやれるかどうかも含めまして、検討、協議していくことになると思います。よろしく願います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 検討中ということで理解しました。

歴史みらいパークは町の中心部にあり、非常に町民の目につきやすい場所に、何か行われていけば町民はにぎわいを感じて、何も行われていなければ寂しさを感じる、そんな場所なのではないでしょうか。

リニューアルされた木村秀政ホールでいろんなイベントが行われれば、町のにぎわいにもつながるのではないかと考えております。また、外部から使用状況がすぐに分かる図書館1階の視聴覚室も同じような場所ではないかというふうに思っております。

再質問させていただきます。公民館の会議室、研修室と図書館の視聴覚室の利用状況がど

ういうふうになっているかお答え願います。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

公民館の使用状況等は、利用人数とかを把握してはおります。図書館の視聴覚室につきましては、図書館の裁量により、関連事業や会議等にすぐ活用するという部屋でございましたので、利用状況等は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 大体、公民館の第3研修室とか視聴覚室などは、月約100名の利用者がいるというふうに資料を頂いております。

この件で、了解いたしました。

図書館の視聴覚室は、すぐ会議室に使いたいということで貸出ししていないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） おっしゃられるとおり、図書館の裁量によりすぐ使えるような部屋として活用しておりますので、利用状況は把握しておりません。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 歴史みらいパークのサイト、ホームページを見ると、歴史みらいパークは地域住民の生涯学習と憩いの場としてオープンというふうにあります。この理念を実現するためにも、木村秀政ホール及び視聴覚室は、より住民に使っていただける場とするのがよいのではないかとこのように考えます。例えば、会議室を使いたいというふうなこともありますので、少なくとも土日は町民の人がもっと使いやすくするという考えはいかがでしょうか。この件については、ちょっと範囲が広くなると思いますので、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 空いている施設といいますか、空き時間といいますか、そういうのは、町民に利用してもらっても構わないものと思います。せつかくあるものですから、利用していただいて、利用料を幾ら取るとか、幾ら取らないとかというのは、公民館の部屋と同じような取扱いで、ちょっと教育委員会のほうで検討していただいて、本当に土日に限らず、み

らいパークに人が集まってくるような空間になってほしいなというような思いで事業を進めておりますので、その辺、議員の方々からも御指導いただきながら進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 町長が私と同じ考えであるということが分かりまして、非常に安心いたしました。

公共施設は、住民に活用されてこそその公共施設ではないでしょうか。公民館の空き部屋を自習室として有効活用した素晴らしい先例がございますので、その先例に倣い、歴史みらいパークの木村秀政ホール及び視聴覚室もより多くの町民に活用される場となることを期待しております。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） ここで休憩を取り、一般質問の残余については午後1時から行います。この際、暫時休憩いたします。

午後零時 休憩

午後1時 開議

○議長（川村浩昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（川村浩昭君） 日程第1の「一般質問について」を続行いたします。

鈴木隆也議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

鈴木隆也議員。

〔7番 鈴木隆也君 登壇〕

○7番（鈴木隆也君） 皆様お疲れさまです。議席番号7番、鈴木隆也でございます。議長のお許しを得ましたので、通告書に従いまして2点質問させていただきます。

まず1点目は、産直施設バ・オールについてであります。2026年度早期の開業を目指し、上市川地区に整備が進められている産直施設バ・オールについて、次をお伺いいたします。

1点目として、本事業のこれまでの事業費は幾らになっていきますでしょうか。また、今後事業費は膨らんでいくのでしょうか。膨らむ場合、総事業費をどの程度になると試算されているのでしょうか。

2点目として、施設の運営者との協議はどのように進んでいますでしょうか。このことにつきましては、令和6年2月運営候補者としてコムラ醸造株式会社様を候補者として選定しております。その後、候補者とどのような協議が進んでいるか。また、農産物等の出品者との協議はどのように進んでいますでしょうか。

3点目として、バ・オールが開業すると、近接する県道20号の交通量や大型車の割合が増加すると考えられるため、交通安全対策や周辺環境対策を並行して進めるべきと、私は考えております。

現在、当路線の最高速度は50キロメートル・パー・アワーではございます。ただ、軟弱地盤のため、現状においても隣接する住民から振動や騒音の低減を求める声を多く聞いております。これらのことを踏まえまして、住宅地の最高速度を40キロメートル・パー・アワーにすることで、それらの振動、騒音を少しでも低減できるのではないかと私は考えております。

また、地元であります北市川地区の住民は、徒歩で当施設を使うことが多くなると私は考えますが、県道20号を挟む上市川字大峯嶽や字家ノ後などの地区から当施設に渡るには、現状では横断歩道が1つしかございません。また、街路灯の増設や舗装修繕の必要もあると考えております。関係機関と協議し、対策を進めるべきと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、大きな質問として2点目、あおもり国スポについて伺います。

2026年、あおもり国スポが開催され、五戸町においてもひばり野運動公園で、女子サッカー競技が開催されることになっております。この機に、五戸町をPRし、交流人口を増やすきっかけになるとともに、子供たちにスポーツを通じた教育のさらなる推進が期待できるのではないかと考えております。

次のことを伺います。

1つ目として、あおもり国スポで五戸町においでになった方々へのおもてなしをどのようにお考えでしょうか。

2点目として、現在の五戸町の小・中学生に与えられているスポーツを行う環境を、どのように考えているでしょうか。

五戸町に住み、子育てを考えると、子供に与えることができるスポーツを含めた教育環境も大きな要因となると私は考えます。五戸町を好きになってもらい、定住していただき、子育てをしていただくには、スポーツ教育のさらなる環境整備が必要であると考えます。行政のお考えをお聞きします。

以上2点よろしくお願ひいたします。

〔7番 鈴木隆也君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 鈴木隆也議員の質問にお答えします。

私のほうからは、1項目の産直施設バ・オールについての質問にお答えいたします。

まず、1点目の本事業のこれまでの事業費は、また、今後、事業費は膨らむのか。総事業費をどの程度になると試算しているのかの御質問にお答えいたします。

これまでの事業費については、用地取得費、基本設計・実施設計費及び一部の造成工事費などを含め約1億3,400万を執行しております。

今後は、建築工事や外構整備、備品購入等が本格化する予定であり、総事業費については、現時点でおおむね10億8千万円程度と見込んでおります。原材料費の高騰や工事内容の精査により一定の費用変動は想定されますが、引き続き適正な事業執行とコスト管理に最大限努めながら着実に整備を進めてまいります。

次に、2点目の施設の運営者と協議はどのように進んでいるか、また、農産物の出品者との協議はどのように進んでいるのかの御質問にお答えいたします。

現在、運営候補者と運営方針等について直売所機能に関する協議を重ねているところであり、今年度中に協議をまとめ、令和8年度の早期に、指定管理者制度の導入による運営体制の確定を目指しております。特に、農産物等の出品者との連携は最も重要な要素であり、今年度のスタートとして、今月26日木曜日に会員全体を対象とした説明会を開催する予定であります。運営方針や出品ルールなどを共有するとともに、現場の声を直接伺い、今後の制度設計に反映してまいります。この施設を単なる販売拠点ではなく地域の顔として育てていくために、出品者の皆様と協力しながら熱意を持って取り組んでまいりたいと思います。

次に、3点目のバ・オールが開業すると、近接する県道20号の交通量や大型車の割合が増加することが考えられるため、交通安全対策や周辺環境対策を並行して進めるべきと考える。現在、当路線の最高速度は50キロメートルだが、軟弱地盤のため現状においても隣接する住民から振動や騒音の低減を求める声を聞く。住宅地の最高速度を40キロメートルにすることで、それを少しでも低減できると考える。

また、地元である北市川地区の住民は徒歩で当施設に向かうことが多くなると考えられるが、県道20号を挟む字大峯嶽や字家ノ後などの地区から当施設に渡るには、横断歩道が1つ

しかない。また、街路灯の増設や舗装修繕の必要もある。関係機関と協議し対策を進めるべきと考えるがいかがかの御質問にお答えします。

御指摘のとおり、施設開業に伴い、県道20号における交通量や大型車の通行が増加することが見込まれます。こうした変化に適切に対応し、地域住民の皆様の安全・安心を確保することは町の責任であり、当然の使命であると考えております。具体的な対応につきましては、今後関係機関と連携の上、地域の声を踏まえながら現地の状況に即した適切な対策について検討を進めてまいります。交通安全や生活環境の確保に向けては、制限速度の見直しや歩行者の安全確保、照明や道路施設の整備等必要な対応が講じられるよう、町としても責任を持って取り組む所存です。

本施設は単なる商業施設にとどまらず地域の未来を担う拠点であり、町民の皆様と共に築いていく地域の誇りとも言える施設となるように、今後も関係機関との調整を丁寧に進めながら、地域に寄り添った事業推進に全力で取り組んでまいります。

私のほうからは以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 鈴木隆也議員の2項め、1点目の、あおもり国スポで、五戸町においでになった方々へおもてなしをどのように考えているかについてお答えいたします。

国スポは、国内最大のスポーツの祭典であり、当町では令和8年10月10日から13日までの4日間、サッカー競技成年女子2試合、少年女子7試合の計9試合が行われ、選手団約300名を受け入れるほか、少年女子は決勝戦まで行われることから、一般観覧者など県内外からもたくさんの方々が来町することと見込まれています。

おもてなしとしましては、町特産品や郷土料理などのお振る舞いコーナーの設置、無料ドリンクコーナーの設置のほか、あおもり国スポの大会カラーである青を基調としたのぼり旗を作成し各所へ設置、町内の小・中学生による各県を応援するのぼり旗の設置、国スポのステッカーを貼ったプランターの設置、町内小・中学生による友情応援などを計画しております。また、交通機関につきましては、来場者数を1日当たり約500名と見込み、駐車台数約300台分の駐車場の確保及び八戸駅から会場までのシャトルバスの運行を計画しております。

なお、五戸町のPRにつきましては、既にSNSでの発信を行っているほか、今後、町ホームページでの広報、町外イベント時のPR、町職員や関係者によるオリジナルポロシャツ

の着用などを考えております。

今後も創意工夫し、来町される方々を温かく迎えることができるよう準備してまいります。

2点目の、現在の五戸町の小・中学校に与えられているスポーツを行う環境をどのように考えているかについてお答えします。

町教育委員会では、社会教育の方針の一つに、スポーツ環境の整備とスポーツに携わる人づくりを掲げ、町民のニーズ、年齢や興味関心などに応じた多様なスポーツの機会を提供するよう努めているところです。

まず、小学生のスポーツを行う環境ですが、施設面においては、公共施設に加え学校施設も開放していますので、年間を通じて活用できる状況にあります。また、活動する団体ですが、スポーツ少年団やスポーツクラブは競技種目別に見ますと、7つの競技種目があり、おおむね興味のある競技種目を選択できる環境にあると認識しています。

一方、スポーツ少年団やスポーツクラブは受益者負担が原則となっていることから、地理的な条件、家庭環境、経済的な理由などで、活動が制約される場合があると想定されます。

次に、中学生のスポーツを行う環境ですが、施設面では小学生と同様に充足しているものと認識しています。また、各学校の裁量で合同チームを承認していることから、おおむね興味のある競技種目を選択できる環境にあるものと認識しています。

課題としては、自校にない競技種目を選択できないこと、合同チームを組んだ場合、合同練習時に移動に工夫が必要なこと、町内では部活動以外の活動団体が限られていることなどが考えられます。

続きまして、スポーツを含めた教育環境の整備の必要性についてお尋ねですが、少子化の進行に伴い、小学校単位での活動が難しくなっている現状から、社会体育の観点からの環境整備は、今後ますます必要となっています。幼稚園や保育所、学校、スポーツ振興公社などと連携して、幼児期における遊びを通じたスポーツ機会の提供をはじめ、発達段階に応じてスポーツに取り組むきっかけを創出したり、指導者の育成や発掘をしたりして、子供のスポーツの機会を充実してまいります。

また、今回の国スポ開催を契機に、小・中学生には、一流のプレーに触れ、スポーツのすばらしさを体感してもらうことで、目標も新たにスポーツを実践していく意欲が高まることで期待できますので、学校と連携して啓発してまいります。

さらに、整備された施設の活用を促進したり、国スポを利用した広報活動を工夫したりして、町内全域にかつてのようにサッカー熱が高まり、競技人口が増えるなどの国スポによる

波及効果が現れるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 御答弁ありがとうございました。順を追って再質問をさせていただきます。

まず、1点目の産直施設バ・オールについてであります。この施設につきましては、町長になられたときから肝煎りの事業で、ようやく形になり、そして開業がすぐ目前になっているという現状でございます。

ただ、町民の皆様に限らず八戸市民の方々からも、五戸の産直どういうふうになっているんだと。全然動きが見えないけれどもすばらしいものになるのかという声を大変多く聞いております。そのことから今回の質問になっているところであります。

まず、事業費ですけれども、総事業費で10億8千万円余りと、なかなかの当町の当初予算規模から考えると相当な金額になっていることは重々承知しておりますが、この10億8千万円分しっかりと地域のため、五戸町のために生かしていくためには、今後、後で質問するソフト面の構築等を考えていかなければならないところでありますが、この10億8千万円、その財源、私ども一つ一つ審議をしてここまで積み重ねてきた10億8千万円ですが、財源をもう一度確認のために、どこからどのようにして10億8千万円が出てきているかお示しいたきたいと思っております。

○議長（川村浩昭君） 中里政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里 誠君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

財源は、旧デジタル田園都市国家構想交付金、こちらが2分の1になっております。現状、名前が変わりまして、第二世代交付金という名前になっておりますが、旧制度のままの申請で認められておりますので、こちらのデジタル都市国家構想交付金が2分の1充当となることとなります。

そのほか、起債が残りの起債分を充てることとして、およそこの国の補助金と起債ということで、この事業が行われることとなります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 財調の取崩しは、本事業についてはいかがでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 中里政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里 誠君） お答えいたします。

財政調整基金の取崩しについては、この事業についてはございません。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

担当部局におかれましては、いろいろな交付金等を勉強されて計画を練り、財調に手をつけることなく何とかここまで進めてこられた、大変御苦労さまでしたと心から思います。

それで、10億8千万円ほどかかって、つい先日、若宮町長も参加されての起工式、私も参加してきましたが、その関係者と、また住民の皆様にも、田んぼのど真ん中に、ど真ん中というか、もともと田んぼのところ、軟弱地盤のところ、建築物を造成するとなると、相当やはり地盤沈下等懸念されるのではないかと、事業費はこれぐらいで収まるのかというふうな質問をいただいております。先般の予算委員会でも、軟弱地盤対策について私は質問したと思うんですが、これから建築の工事が進むとともに外構工事、軟弱地盤対策を、その都度調査をしながら進めていくという御答弁だったと思うんですが、今後、そのように進めていくということで間違いがないのか。そしてその軟弱地盤対策、どの程度かかりそうだなとか、そういった試算というものはおありでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（川村浩昭君） 中里政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里 誠君） 御質問にお答えします。

鈴木議員のおっしゃるとおり、業者と現場を見ながら、調査をしながら進めていくことになると思いますけれども、田んぼですので軟弱地盤という懸念はありますが、工事を5月発注したばかりですので、今、取りかかる準備を行っております、業者のほうです。そういった業者の報告等をいただきながら、業者様と話し合いをしながら、すばらしい建物になるように、また安全が確保されるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） ぜひ、町民の皆様のお不安等を払拭するように、業者と綿密に情報共有して、地盤沈下したから毎年お金がかかってしょうがないというのではなく、しっかりオープンに向けて、かかるところは当然、議会でもしっかりと審議すべきことですので、今後の動向を注視してまいりたいと思っておりますので、担当部局としてもしっかりと進めていただきたいとお願ひいたします。

続きまして、施設の運営者との協議はどのように進んでいるかということでございます。

こちらのほうも、先ほど申しましたようにソフト面のことで、町民の皆様から、今どういうふうに進んでいるんですかと、度々聞かれるんですけれども、私も大変恥ずかしながらしっかりとお答えすることができない状況にあります。運営候補者であるコムラ醸造株式会社と、指定管理に向けていろいろと協議を進めているということでした。

例えば、今の段階で施設に求められるサービスというものは、こういう声が聞こえますよとか、生鮮食品をもっと扱ってください、お魚であったり、お肉も、もう少し扱ってみたらお客さん来るんじゃないですかとか、例えばレストラン、こうしたほうがもっとよくなるんじゃないですか、三大肉を売るスペースも恐らく考えていると思いますが、そういった陳列とかの方法、見せ方、取り扱う品物等、こうしたほうがいいですね、こうしたほうがよくありませんか、コムラ醸造さんというふうな、五戸町からの意見を申し述べることはできる、まだ状況なのでしょうか。それとも、全てコムラ醸造様に、もう一任している状況なのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 中里政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里 誠君） 御質問にお答えいたします。

今、産直機能のほうを中心に行っておりますけれども、コムラ醸造様と覚書の中に様々なお願いしている部分がありまして、そういった部分の中で、自立、持続可能な経営の産直経営の仕組みづくりだったり、農産物直売の計画だったり体制の確立といったところも含まれておりますので、これから町の意見を、向こうのほうから来たのに対して回答している部分もあるんですけれども、町としての意見も伝える部分が多々ありますので、今、それに対して町で疑問に思っていること、今問いかけている部分もありますし、町の意見はこうですよということを、日々、電話とか来庁した際にお伝えしております。なので、町の要望を伝えていく。今後、良い施設にするために伝えていくことは常々行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 大変、今の御答弁ですごく安心した気持ちになりました。

コムラ醸造様に全てをもう委ねてしまつて、民間の力におんぶにだつて、あとは任せるよという状況であれば、もう何も言う余地がなくなつてしまつているのかなと、ちょっと心配しておりましたが、そうではないという状況にあると認識しました。

ですので、この場をお借りして、ぜひ町民の皆様のお声を届けたいのが、交通弱者のお年寄りが、日々のおかず、立派なものでもなくてもいい、日々のおかず、生活用品を買えるス

ペースも少しあればいいとか、魚を食べたいんだけど、足がないので魚も買いに行くことができない。バ・オールにそういった魚、肉、生鮮食品など、そしてまた日々の食卓に上がるような他愛もないと言ったら語弊がございますけれども、ありふれたもので結構ですので、そういった日々の食卓に上がるようなものもぜひ陳列していただけないかという声を多く聞いております。

ぜひそういうところもお願いしたいなと思うんですが、そういった意見も、今の段階ではまだまだ届けられるということでもよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 中里政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里 誠君） 鈴木議員の意見のとおり、まだまだ届けることは可能ですし、6月に、今、行われる会員の方との話合いの中でもそういったものを話合いしていく予定です。

ここに、出店希望者のリストがあるんですけども、こういったところにも加工品だとか、あとコムラ醸造さんの意見の中でお魚だったり、お肉も当然ですが、そういった話も出ておりますので、それは十分、今後検討してよりよい施設となるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） ありがとうございます。安心しました。

コムラ醸造様、大変優秀な経営手腕をお持ちであります。意見を闘わせながら、よりよいものを、地域の本当に宝になるものを作り上げていただきたいと、本当に心から思っております。

その6月26日に予定している出店される方々への説明会というのは、それは運営候補者であるコムラ醸造様が主催してやる説明会なのでしょうか。それとも、五戸町が主催する説明会なのでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 中里政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里 誠君） お答えいたします。

主催はコムラ醸造様になります。当然、町も一緒になって様々な意見を聴取しながら、よりよい取組になるように検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 産直施設の問題の一つに、店に並べる品物が、やはり農産物を中心となりますと季節的に品薄になるとか、単一なものになってしまうということが度々懸念されたり、またそれが問題となっている施設も多く散見されるところでございます。

今の出店希望者、農産物を納めたいであるとか、バ・オールに物を納めたいという方々、個人、業者含めて、大体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 中里政策推進室長。

○総合政策課政策推進室長（中里 誠君） お答えいたします。

5月末現在で、87事業者が登録となっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 80を超える、ある程度満たされていると私は思います。

ぜひ、その方々のノウハウも入れながら意見もしっかり組み入れて、運営のほうをスタートできるように着々と進めていただきたいと心から思っております。

3点目の交通安全施設といいますか、私はあの道路を度々、もう毎日のように通るんですけども、昨今というんでしょうか、近頃というんでしょうか、道路を走っていると区画線が大変薄くなって、目に見えなくなっているところが多く見えます。それは、町道であっても、県道であっても、国道であってもです。財政的な問題なのでしょうか。

冬場、除雪によって剥がされた区画線を、昔であれば春先の一番最初の仕事として真っ白に、たまには真っ黄色にセンターライン等を施すんですが、近頃、財政難によってその辺が、国・県・町も含めておろそかになっているなというふうに思います。道路を車で運転していると、横断歩道を認識するには、まず横断歩道がしっかり見えなきゃ駄目だと。そしてまた、道脇に立っている標識、横断歩道の標識がしっかり見えなきゃ駄目だと。

そしてもう一つ、私が大事だと思っているのは、信号機のない横断歩道の手前にはひし形、ダイヤのマークを区画線として描いてあると、私は教習所でそういうふうに習いましたし、現状、道路を走っていてもそこを見るようにしているんですが、今の北市川地区における産直施設が建つであろうところに唯一ある横断歩道を見ますと、全くと言っていいほど見えなく薄くなっているし、当然、ダイヤ、ひし形のマークも見えない現状であります。

これは、五戸町がどうこうできる、施工して修繕できるものではないというのは、十分承知しております。しっかりと公安委員会、例えば、道路の修繕であれば県道ですので県、その関係部局に地域の現状を訴えて改善していただきたいと思っております。町長の最

初の答弁にございました、これから進めていくというふうに伺いましたので、このことについては再質問はございません。

トータルで、先ほど町長と一緒に、先日のバ・オールの起工式、私も参加させていただきました。施工する業者様も、大変並々ならぬ思いでその施設を建てるという意気込みが伝わってまいりました。

町長におかれましても、当選当初からの肝煎りの事業、ようやくゴールというか建築完成がゴールとするところまで見えてきている現状にあって、もう一息、しっかりとかぶとの緒を締めて進めなければならない状況にあると思います。町長、お考えをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員の御指摘のとおりでございます。

先ほども答弁で、地域の誇りとなるような施設になってほしいというような思いでございまして、今年ちょうど川内村と合併して70周年の記念の年でございまして、70年来の川内地区の方々の思いが乗ったような施設にしたいという思いと、地域の皆様からもそういう思いで施設等を育ててほしいと、そういう思いで、開業までもう少しのところまで来ていますが、様々乗り越えるハードルはまだありますので、議員の方々の御指導をいただきながら大詰めのところ頑張ってまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 若宮町長、ありがとうございました。

それでは、2点目のあおり国スポの再質問に移らせていただきます。

1977年あすなろ国体、青森県で1回目の国体でありました。私の生まれたちょうどその年に行われたあすなろ国体でございますが、48年前ですか、当時はまだまだ戦後復興から高度成長、右肩上がりの日本における国スポ、話を伺いますと、大変五戸町も全地域、そして町民の皆様全員で国体をつくり上げたという思いを皆様から聞いておるところでございました。

ただ、今回のあおり国スポにおいては、青森で国スポをやる決定をしたそのときから、国スポ不要論等ニュースを騒がせておってちょっと残念だなと思ったんですが、ぜひ、やる以上は、しっかりと青森県を、そして五戸町をPRするとともに、後世の子供たち、五戸町を担う子供たちにスポーツを通じた教育を根づかせるための一つの起爆剤とするべきだと私は考えております。

お振る舞いコーナーですけれども、いろいろと考えておられると。このお振る舞いコーナ

一等等、そのもてなしのための財源というものはどのようになっているのでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

本大会に向けてのおもてなしコーナーの経費でございますが、先ほど教育長からもあった、何件かありますけれども、それを全部合計しますと、約300万円程度を見込んでおります。

そのうち対象経費といたしまして、県から50万円の補助を頂く予定になっております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 300万円を想定して50万円を県から、残りの250万円は町が負担すると。

それも仕方ないでしょう。せっかくの国スポですので、おいでになってくださった方々、そして町内の皆さんで国スポを盛り上げるというそういった思いをしっかりと持った上で、着実に実施すべきだなと私は考えております。町民の皆様の血税をこういうふうに言うのもなんですが、けちっても仕方ないところもあると思います。しっかりとおもてなしをする、振る舞うところは振る舞う、会場を整えるところはしっかりと整える、終始きちっと進むように担当部局のほうで計画を立てて努力していただきたいと心から思っております。

そして、1977年青森県で最初のあすなろ国体、そのときには町民挙げての国体だったという事ですけれども、今回は町民の皆様のボランティアとか、おもてなしをするために迎え入れるために、町民の皆様のボランティアというものはどのように集めるのか、また集めないのか、その辺どういうふう担当部局はお考えでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

現時点では、ボランティアを使うということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） お隣の八戸市の国スポのホームページを見ますと、ボランティアを今募っております。そしてまた、各企業にお金ではなくて物で、例えば来た人たちに会社の名前が入ったクリアファイルを渡すとか、うちわを渡す。そして、また、フラワーポットを置いて、そこに企業名を書いて花を植えてもらう。そういった物をおもてなしに使いたいから提供してくださいという、そういった八戸市の動きがあります。

そこに学んで、それをそのように五戸町でもしようという思いはございませんか。考えは

ないですか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

今の御意見も参考にしながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 今から参考にしても、もう時間がないので、恐らくやらないのかなと思うんですが、やっぱりせっかくやる国スポですから、社会情勢がどういうふうになれ、また町民の皆様の生活環境がどういうふうに変化しようとも、やはり五戸町を挙げてお出迎える。やっぱり、そこが一丁目一番地のような気がしてならなくて、ちょっと残念な気持ちでおります。まだまだ頑張れば何とかはなると思っていますので、ぜひ町民の皆様が参画できるような枠組みを整えていただきたいなと思うんですが、もう一度御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

ボランティアは、今現時点では考えておりませんが、協賛金の件に関しては今募集中でありますので、訂正させていただきます。ボランティアに関しては、今後検討してまいります。以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） よろしく願いいたします。

それで、次に移ります。

このせっかくやる国スポを機に、何とかサッカーの町五戸、町長におかれましても、私も野球をやってきた人間で、サッカーにはちょっと疎いところもございますけれども、町長、でもそうでもない。ぜひ、もう一度五戸イコールサッカー、そして馬肉。そういうふうに五戸とサッカーというものをもう一度盛り上げるためには、今回の国スポというものは大変大きな役割を果たすのではないかなと考えておるところでございます。

先般、行われました新郷村議会との五戸地方議員研修会において、新郷村出身で、そして最後、八戸高校で校長先生で辞められた谷地村先生が講師としておいでになりました。谷地村先生におかれましては、若い頃よりラグビーに精通しておりまして、そしてまた教育者としても大変立派な方であり、研修の内容は大変学ぶところが多い内容でございました。その

谷地村先生におかれまして、五戸町において、今回のこの国スポ、せっかく開催されるサッカーを通して、もう一度ここで五戸町のサッカー復興、振興を起爆剤とするべきだという熱い御意見を私は頂戴して、今回のこのような質問に至っているところでございますが、教育長の先ほどの御答弁で、今、五戸町の児童・生徒に与えられているスポーツの環境について、施設は、ひばり野運動公園という立派な施設があります。そして各体育館等も空いている、グラウンドも広々使える。ただ、子供たちを集めてスポーツを行うには、やはり大人がそこに介在しなければならない。一番の問題は、そこに介在すべき大人を集められないのが、今の五戸町の、特に部活動に代わるスポーツの現状であると考えております。

前回の私の一般質問で、スポーツ振興公社のスポーツクラブの在り方について少し触れさせていただきました。送迎バスはあるものの、低学年、小学校1年生から3年が使う、利用するクラブもあるんですが、そこには送迎バスが出ていない。それはやはり低学年の子供だから安全面のことを考えて、親御さんがそこは面倒を見てくださいというお話でありました。

ただ、これだけ労働環境が改善されて、自由に使える時間が多くなったとはいえ、保護者の皆様におかれましては、まだまだ仕事が主体であって、子供のスポーツにかける時間というものは十分なものとは言えないのが現状であるというふうに、多くの保護者の皆様との話合いの中で、私、そのように考えております。

ぜひ、特に川内地区、私、上市川に住んでおりますので、川内地区の方々がひばり野運動公園まで行って、何かのスポーツクラブに参加するとなると、やはり地理的な問題で不自由に思うところがありますので、何とかスポーツ振興公社に財政措置をして、指導員を週に1回でもいいので、そしてまた、せっかくの国スポのある、そして五戸町のサッカーを盛り上げるためにサッカーという種目一つに限定して絞ってもらっても全く問題ないと思いますので、週に1回でもその指導員を派遣していただくというのは考えられない、考えにくいことでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） お答えいたします。

前回御質問いただいた後、スポーツ振興公社ともかなり掘り下げて協議をしてまいりました。その結果、バスについてはやっぱり、今、議員御指摘にもありましたとおり、3年生以下の子供たちにはどうしても心配が大きいということで、現行のままでいきたいということでありました。

そして、指導者を派遣する事業なんですけど、確認しましたところ、スポーツ体験PR事業

というのを始めた。これは何かといいますと、最終的には五戸町スポーツクラブのほうで活動してもらいたいという意図があって、要望があればその場所に出向いて行って体験させるという事業を始めましたということです。

そして、その実績について少し、実際使われているのかということで確認してきたら、放課後子供教室で、令和6年度は五戸小学校でサッカーのスクールを行った。それから、切谷内小学校ではテニスのスクールを行っています。令和7年度も倉石小学校、また五戸小学校でもそういう予定もあるということです。

それとあと他の情報としては、放課後の学童のほうの、福祉のほうの関係になってくるんですけども、そちらのほうでもスポーツ指導ということで、できないものかということで問合せがあるので、今、協議しているところだったんです。

ですから、ニーズに応じて出かけて指導するというのは、頻度は今まで非常に少ないわけですけども、それをしっかり制度化してもう少し回数を増やしていくということは、これから協議していけば可能などころが出てくるだろうと思っていました。

ただ、これはスポーツ振興公社のほうの内部の勤務の形態ともありますので、そちらのほうの整理してもらった上でのことということになりますけれども、今後積極的に検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 教育長、ありがとうございます。積極的に検討していくという大変心強い御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

最後に、町長に伺って終わりたいと思います。

先般の高校総体、旧五戸高校跡地に移転を決められている八戸学院野辺地西高校が25年続けてきた青森山田高校をサッカーの決勝で負かせたということが、私は大変明るいニュースだと思って受け止めております。

国スポを通して、そして野西様が旧五戸高校の校舎に来るせつかくのこの機会です。何とか五戸町に住む子供たち、そして五戸町で子育てをして教育をさせたいという親御さんが選んでくれるような、そういったスポーツの環境をぜひ整えるべき。そして、それも補正予算で整えるんじゃなくて、来年度、しっかり本予算で財政的なバックアップをして整えていくべき内容だなと私は考えております。町長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員のおっしゃるとおりでございます、まず令和8年の国スポ、少年女子サッカー決勝まで行われる。もちろん、町全体とか町民挙げて町民ボランティアも募って、様々盛り上げていってほしいというような御意見も参考にしながら進めてまいりたいと思いますし、令和8年に国スポがありまして、そして令和9年4月には、野辺地西高校が五戸高校で開校するという日にちは決まっていますので、本当に歓迎ムード、もしくは歓迎するところから五戸町を発信していくというそういうモードに切り替えながら、鈴木議員はサッカーに特化しておっしゃっていましたが、サッカー以外にも本当に子供たちに与える教育として、スポーツというものは、本当に大事な教育機能を持っているものだと思いますので、議員皆様方から御指導いただきながら、令和8年の国スポの成功と、令和9年4月の野辺地西高の開校に向けて進めてまいりたいなと思っていました。よろしく願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 若宮町長、ありがとうございました。

大変いろいろ大きな事業が重なって、財政出動がかさんで、大変厳しい財政状況であるのは重々承知しております。ただ、かけるところにはしっかりかけていかないことには、五戸町の未来は先細りすると私は強く考えております。ぜひ、共に考えて、五戸町のスポーツを通じた教育、そして産直のほうに戻りますけれども、そちらのほうも一生懸命知恵を出し合って進めてまいりましょう。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） 次に、川崎七洋議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

川崎七洋議員。

〔6番 川崎七洋君 登壇〕

○6番（川崎七洋君） 議席番号6番、川崎七洋でございます。議長にお許しをいただきましたので、先に通告しておりますとおり、一般質問をさせていただきます。

まずは、1点目の五戸小学校の部活動地域移行の現状についてを質問いたします。

2018年に国会で成立した働き方改革関連法により、国内のあらゆる業種で、勤務時間や残業時間、休暇の取り方などが大きく見直されました。教職員の長時間勤務問題が社会的に認識される中、部活動の地域移行化が国の方針として推進されており、そうして始まったのが

部活動の地域移行化であります。

文部科学省を中心に、スポーツ庁と文化庁が主導し、現在、全国で部活動の地域移行化が進められております。五戸町においては、これまで運動部を中心に地域移行が進められてきたと承知しておりますが、令和7年4月からは小学校の部活動、文化部である太鼓部や金管バンド部も地域移行されたと伺っております。少子化や教員不足といった現状を踏まえれば、部活動の地域移行は必要な施策であることは理解しておりますが、今年度から地域移行された部活動の関係者からは、困惑や不安の声も多く聞かれております。

つきましては、本件について以下の3点をお伺いいたします。

まず、町内小・中学校の部活動についてどういう団体を受入れしているのか。どのような活動をしているのかなど、地域移行化の現状について、改めて御説明をお願いいたします。

次に、制度としての地域移行の目的と必要性及び効果や狙い、将来展望として、どういう未来を誘導したいのか、町の認識をお答えいただきたい。

最後に、令和7年4月から地域移行された五戸小学校太鼓部の保護者の方から、太鼓部の将来を大変不安に思っている御意見が届いていることについて、町ではこの状況を認識しているか。また、今後どのようにしていくつもりか、お答えをお願いいたします。

2点目の質問です。切谷内小学校、上市川小学校の統合計画の推移についてを質問いたします。

令和3年9月、第2次五戸町小・中学校の教育振興に関する検討委員会が設置され、五戸町立小・中学校の適正配置についてが議題となりました。以来、少子化に伴う児童・生徒数の減少、教員不足、町の財政負担といった課題を背景に、小・中学校の統合再編が段階的に進められており、現在は、検討段階を終え、具体的な準備段階に入っているものと承知しております。

検討段階においては、小・中学校それぞれで、地域住民から選任した検討委員会が組織され、時間をかけて慎重に議論が行われてきました。その地域の皆様も、自分の地域に学校を残したい、残してほしいという気持ちがあったことと思いますが、その中で、何が子供たちのためになるのか、どうすれば子供たちの未来にとってよりよいのかという視点から、自分たちの思いよりも子供たちの幸せを第一に考え、苦渋の決断をなされたものと私は受け止めております。そのような何よりも子供たちのためにと崇高な御判断に対し、心より敬意を表します。

さて、先日、切谷内地区の検討委員の方及び保護者の方からお話を聞く機会がありました。

新聞報道なども影響してか、切谷内地域では、幾分かの混乱があったと聞き及んでおります。こうした状況は、行政に対する不信感にもつながりかねない事態であると考え、以下の点についてお伺いをいたします。

まず、切谷内小学校と上市川小学校の統合の最終的な結論について、改めて御説明をお願いいたします。

次に、令和6年11月27日付の新聞記事で、切谷内小の児童は、五戸小も選べる学校選択制にすることも明らかにしたと報道されました。その後、令和7年1月17日付の新聞記事では、学校選択制を示していたが、保護者アンケートと小学校適正配置検討委員会の意見を踏まえ導入を見送ったと訂正の報道がされました。一般的な視点からしても、混乱があったことは目に見えて分かりますが、この経緯について一体何があったのか、詳細な御説明をお願いしたく存じます。

最後に、今回の統廃合により、切谷内小学校が、今後空き施設ということになりますが、切谷内小学校にどのような資源があり、どのように利活用していくお考えか、お答えをお願いしたく存じます。また、同様に、空き施設となる川内中学校、倉石中学校についてもお答えをお願いしたく存じます。

以上2点でございます。どうぞよろしく願いいたします。

〔6番 川崎七洋君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） それでは、川崎七洋議員の1項め、五戸小学校の部活動地域移行の現状についての1点目の町内小・中学校の部活動についてどういう団体が受入れをしたのか、どのような活動をしているのかなど、地域移行の現状について説明いたします。

まず、小学校の現状ですが、スポーツ活動については、平成23年頃を最後に、スポーツ少年団等へ移行が完了しており、現在、各スポーツ少年団単位で練習したり、大会に参加したりしています。文化活動については2団体ありますが、五戸小学校金管バンド部は顧問教員が配置されない形で、外部からの指導を受けながら五戸小学校で活動しています。

また、これまでの五戸小学校太鼓部は、昨年度新設された五戸太鼓クラブが受皿となり、主に石沢駒踊伝承館で週に一度程度の練習を行い、町のイベントなどで披露する計画があると聞いております。

次に、中学校の現状ですが、管内3中学校に、現在、運動部活動は21団体、文化部活動は3団体あり、この中で完全に地域移行となったものは五戸中学校サッカー部、川内中学校女

子バスケットボール部の2団体で、それぞれ町内のクラブが受皿となり活動しております。

その他の団体については、現在、休日の地域移行の可能性について、各競技種目ごとの工程表を作成中で、ある程度策定できた段階で、五戸町立中学校部活動の在り方に関する検討委員会を再開する予定となっております。

2点目の制度としての地域移行の目的と必要性及び効果や狙い、将来展望としてどういう未来を誘導したいのか、町の認識についてお答えいたします。

文部科学省では、中央教育審議会の答申を受け、令和2年に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を発出し、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を進めるよう示しました。しかし、地域のスポーツ環境は一律でないことから困難さの指摘もあり、見直しが必要とされ、令和7年5月16日に、有識者会議である地域スポーツ文化芸術創造と部活動に関する実行委員会最終取りまとめが公表されました。それによりますと、改革の理念として、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保、充実するのが改革の主目的。学校における働き方改革の推進を進めることや、良質な指導等を実現することについても考慮。また、学校単位で部活動として行われてきたスポーツ文化活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障などと示されております。また、今までの地域移行という名称が地域展開に変更されたり、改革の進め方や期間の見直しが必要とされております。

町教育委員会としましては、令和7年3月に五戸町運動部活動地域移行推進計画を策定し、その中で将来の展望として、部活動については、本町においても少子化に伴って部活動数及び部活動に加入する生徒数の減少が進んでおり、今後もさらに少子化が進むことが見込まれていることから、生徒のニーズに合ったスポーツ活動の機会を確保できるようにするためには、地域で子供たちを育てる体制を構築した上で、休日の部活動の地域移行を推進していくことが必要ですと掲載しております。休日の運動部活動を地域展開することを、まず優先的に進めた後に、将来的には、文化部も含め平日の地域展開を目指していくこととなります。

ただし、この計画推進に当たりましては、乗り越えていかなければならない課題が多くありますので、引き続き五戸町立中学校部活動の在り方に関する検討委員会でも議論を深め、検討協議を重ねながら、計画の推進に努めてまいります。

なお、中学校の部活動については、学習指導要領の趣旨にのっとり、学校の教育活動と関連づけて取り扱っておりますが、小学校については、部活動は学習指導要領で示されておらず、これまで行われてきた小学校では、教職員等の善意によって進められてきた側面があっ

たようです。

次に、3点目の令和7年4月から地域移行された五戸小学校太鼓部の保護者から、太鼓部の将来を大変不安に思っている御意見が届いている。町ではこの状況を認識しているか。また、今後どのようにしていくつもりかについてですが、五戸小学校太鼓部は、地域のほうで運営する五戸太鼓クラブへと移行し、主に石沢駒踊伝承館で練習することになると聞いております。これまでの環境が変化することにより関係者の方々が不安に思うことは想定されますが、学校側と太鼓部側との話し合いにより、地域の理解が得られた上で移行されたものと認識していますので、運営が軌道に乗りクラブが発展していくことを見守りたいと思っております。

なお、活動費に国の補助制度を活用していますので、その申請作業を当面の間、教育委員会で代行し、五戸太鼓クラブの運営のお手伝いをしてまいります。今後も必要な情報の提供などを行いながら、少しでも安心して活動が続けられるよう可能な範囲でサポートしていきたいと考えております。

次に、2項目の1点目、切谷内小学校と上市川小学校の統合の最終的な結論について御説明いたします。

令和7年2月に改訂した五戸町立小中学校統合計画の中で、切谷内小学校と上市川小学校を統合し川内小学校とする。時期については令和9年4月統合を目指す。統合場所につきましては、当面、現在の上市川小学校とする。ただし、校舎の老朽化が進んでいくことから、今後移転や改修を検討していくとしております。

次に、2点目の令和6年11月27日付の新聞記事で、切谷内小の児童は五戸小も選べる学校選択制にすることも明らかにしたと報道された。その後、令和7年1月17日付の新聞記事では、学校選択制を示していたが、保護者アンケートと小学校適正配置検討委員会の意見を踏まえ導入を見送ったと訂正の報道がされた。一般的な視点からしても、混乱があったことは目に見えて分かるが、この経緯について一体何があったのかについて説明いたします。

令和5年5月に策定した当初の五戸町小中学校統合計画において、小学校の統合につきましては、現在4校を3校とする。切谷内小学校と上市川小学校を統合する。時期につきましては、中学校統合後、速やかに行うものとする。ただし、できるだけ早く着手することを模索し、めどがつき次第進めるとしてしております。場所につきましては、未定ということで記載しませんでした。

本計画策定前の素案の段階では、統合小学校は川内中学校の敷地を活用する内容でしたが、

その場合、中学校が統合し、川内中学校が空いてから小学校を統合するという順番になります。当時の住民説明会で素案を示したところ、切谷内小学校の複式学級を早く解消したい。中学校統合後まで待てないという意見が寄せられたため、今回同様、素案を見直し、できるだけ早く着手することを模索し、「めどがつき次第進める」の文言を付記し、再度説明会を行った上で計画を策定しております。計画の意図としましては、めどがつけば中学校統合前でも上小、切小を統合し、場所は川内中学校だけにとどまらず、様々な候補を検討しますということになります。

この計画に沿ってできるだけ早く進めるために、町教育委員会では、令和6年度に川内地区小学校適正配置検討委員会を設置し、検討を開始しました。昨年7年に開催した第1回検討委員会では、現行の切谷内小学校か上市川小学校のどちらかを利用し、早い段階での統合を希望するとの意見や、学校選択制という方法もあるなど、意見が出されました。統合自体に異論はなく、早期統合を希望する点で意見の一致が見られました。

そこで、10月に開催した第2回検討委員会では、具体的な統合場所について、現川内中学校、現切谷内小学校、現上市川小学校の3校に加え、新たな場所への新設、学校選択制も含めて検討いたしました。その中で、切谷内小学校を学校選択制とし、上市川小学校を存続とした場合、統合までの準備期間が最も短くて済むこと、切谷内地区の保護者にとっても五戸小学校と上市川を自由に選べるのは好ましいとの理由で、切谷内小学校を閉校し、切谷内小学校の学区の児童については、上市川小学校のほか、五戸小学校も選べる学校選択制にするのがよいとの案で意見集約されました。

検討委員会の検討結果を受け、統合計画を改定する必要性が生じたことから、11月に町内2会場で五戸町立小中学校統合計画改定案の策定に向けた保護者住民説明会を開催しました。11月27日付の新聞記事は、このときの内容が掲載されたものです。記事では、ややもすると学校選択制にすることが既に決まっているような印象を受けますが、説明会の趣旨としましては、計画改定案を策定する前段階として検討委員会の検討結果を踏まえ、学校選択制を検討するという方向性をたたき台として示して、保護者や地域住民から意見を伺うものであり、この時点で、学校選択制に決定済みということではございません。説明会では、学校選択制についての賛成反対や統合場所についても様々な意見をいただきました。

また、仮に、学校選択制とした場合に、切谷内小学校区の児童がどちらの学校を選択するのか、人数を見込んだ上で計画を策定したほうがよいとの御意見もあったことから、後日、学校選択制に関する保護者アンケートを実施し、併せて説明会に参加できなかった保護者か

らも自由記述により学校統合について御意見を伺いました。

保護者アンケートでは、切谷内地区の保護者を中心に、学校選択制に賛成する回答も多くありましたが、説明会で寄せられた意見及びアンケートの自由記述では、川内地区の一体性、地域コミュニティの維持、切谷内地区の児童が五戸小学校に流出してしまうことで、川内地区の統合小学校の児童数減少が早まる懸念、子供同士が離れ離れになりづらい思いをさせてしまう可能性などの理由から、学校選択制に反対する意見もありました。また、切谷内地区やその一部だけを学校選択制とした場合、不公平感があるとの意見もありました。

こうした様々な意見を検討委員会にフィードバックし、12月に再度検討委員会で意見交換を行いました。改めて、学校選択制のメリット、デメリットについて検討したところ、学校選択制ではなく、川内地区として1つにまとまったほうがよいとの意見が大勢を占めました。

こうした経緯から、町教育委員会では、児童の教育環境を第一に考えつつ、地域コミュニティの中で重要な役割を果たす小学校を今後長く存続させ、川内地区を維持、発展させていくための総合的な判断として学校選択制を盛り込まないこととし、1月の保護者住民説明会で示し、改めて御意見を伺いました。令和7年1月17日付の新聞記事は、このときの内容が掲載されたものです。

その後、これまでの検討委員会、アンケート2回の説明会でお寄せいただいた様々な御意見を反映した計画改定案を今年2月に作成しました。この改定案についてパブリックコメントを行った後、町長が招集する五戸町総合教育会議に諮った上で正式に計画を改定いたしました。

令和5年に当初の計画を策定した際にも、説明会で素案に対し御意見を伺い、内容を見直した上で、再度説明会を行っております。今回も同様で、多様な意見を計画に反映させ丁寧に成案化していくために必要なプロセスだったと認識しております。

次に、3点目の、今回の統廃合により切谷内小学校が今後空き施設となるということになるが、切谷内小学校にどのような資源があり、どのように利活用していく考えか。また、同様に空き施設となる川内中学校、倉石中学校についての考えはについてお答えいたします。

まず、各学校の資源ですが、切谷内小学校は、切谷内地区中央部の住宅街に位置し、約1.4ヘクタールの敷地に築49年、鉄筋コンクリート造り3階建ての校舎及び築29年、鉄筋コンクリート造りの体育館、約7,800平方メートルの天然芝グラウンドを有しております。

川内中学校につきましては、川内地区中央部の田園地帯に位置し、近くには五戸町農村環境改良センター瑞穂館があります。約2.5ヘクタールの敷地に築53年、鉄筋コンクリート造

り3階建ての校舎及び築32年、鉄筋コンクリート造りの体育館、約1.5ヘクタールのグラウンドを有しています。

倉石中学校につきましては、倉石地区中央部国道454号沿いに位置し、近くに倉石小学校、倉石コミュニティセンターなどがあります。約3.4ヘクタールの敷地に築37年、鉄筋コンクリート造り2階建ての校舎及び築37年、鉄骨造りの体育館、約1.2ヘクタールのグラウンドほか、野球場、テニスコートを有しております。

今後の利活用方法につきましては、現時点で決まっているものはありませんが、地域住民団体による活用、公共施設としての活用、民間事業者との連携など、様々な可能性について地域住民の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

なお、小学校の統合場所について統合計画の中で、当面、現在の上市川小とする。ただし、校舎の老朽化が進んでいくことから、今後、移転や改修を検討していくとしておりますので、具体的には川内中学校敷地内へ新築移転する方法、川内中学校を小学校仕様へ改修し移転する方法、上市川小学校を改修する方法の3つの案が想定されます。

したがって、川内中学校については、将来的な川内小学校の設置場所候補の一つとして検討していくことになります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） 大変詳しく御説明いただきましてありがとうございました。

再質問の前にすごく驚いた言葉がございましたので、それについて聞かせてください。

小学校の部活動は学習指導要領にないというのが、私すごくびっくりしたんですけれども、私たち、当然、子供のときはずっと運動部でやってきましたもので、小学校も部活というのがあって当たり前というふうに思っていたんですが、それはどこにも定められた活動ではなかったということよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 議員おっしゃるとおり、学習指導要領には全くありませんので、実は小学校での部活動というのは皆さんが通称で呼んでいる活動であって、厳密には部活動というものではないということが学習指導要領で示されていないということからも分かります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） 部活動の地域移行化について、国のほうのガイドラインを見ますと、原則として中学校、可能であれば高校というような書き方をして、地域移行化というのが進められてというか国のガイドラインにございましたので、小学校は何かほかの目的があって地域移行化は特にしなくていいものなのかなと、実は私思っていたんですが、そういう類いものものでは全くないということよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） お答えいたします。

小学校につきましては、地域移行という言葉は恐らく当てはめてはいないんだろうと思っています。ですから、便宜上、小学校単位でスポーツ活動を行ったり、文化活動を行ったりしてきた経緯はあると思いますけれども、それは法的に定められたものではなくて、それぞれの学校で独自に行ってきた活動というふうなことで認識されてよろしいかと思います。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。先ほど御答弁にございましたとおり、学校の先生方の善意といいますか、ボランティアといいますか、そういったもので、私たち大人世代が子供だったときの部活動はそれで支えられたものだったんだというのを、ちょっと今、認識を新たにいたしました。

改めまして、再質問のほう入らせていただきます。

まずは、小・中学校の部活動について、現在、どのように進んでいるかというところでございます。中学校は、いろいろと運動部を中心にもう進んでいまして、その他のところについても、現在検討中というところで承知をいたしました。

その中で、小学校のほうは、今回、私取り上げようとしているものでございますけれども、五戸小学校の太鼓部及び金管バンド部さん、こちらのほうが、今地域移行されたというような状態でありまして、まず、ちょっとそちらの状況からお伺いさせていただきます。

この太鼓部さん、金管バンド部さん、それぞれ部活の人数はどのぐらいの生徒さんが入っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

金管バンド部につきましては、令和6年度の数値ですが13人、太鼓部については、今年15名になると聞いております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。

それで、活動場所ですが、これまでは小学校の部活動だったので、小学校の活動場所だったと思うんですが、金管バンド部さんは現在も五戸小学校で活動中、太鼓クラブさんは駒踊伝承館で活動中ということになっているということでした。

小学校を使っている限りは会場費かからないと思うんですが、駒踊伝承館に行ったということは、そちらのほうは会場費等々かかるのかなと思うのですが、そちらのほうはどうなっていますでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

石沢駒踊伝承館の使用料でございますが、伝承活動室につきましては4月から10月までの期間は1時間600円、11月から3月までの期間は1時間780円となっております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。

この4月からの1時間600円と、11月からの780円、恐らくこの後者のほうは暖房代によって高くなっているものであると思いますが、この4月、10月の分は冷房とか、そういった空調費用みたいなのがあった上で、この金額なんでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

現時点ではそのようになっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） この場所について、実は私要望を一つ受けておりまして、エアコンが、冷房がないということ、私は聞いております。実際これ、当然、駒踊伝承館ですので駒踊りの方々がメインで使われるんですが、その夏場9月のお祭りに向けて練習をするんだけど、8月がもう暑くて暑くて練習にならんというところもちょっと聞いておりまして、今まではその練習、週に2回と言ったかな、ちょっとそこを詳しくは、ぜひ聞き取りしていただきたいんですが、週2回の練習を週1回にしていると。何かもう暑くて倒れてしまうからみたいな、そういうようなお話までされているようで、こちら今回、五戸太鼓クラブさんが

利用するようになったということは、今までは駒踊りの皆さんが使っただけのところから、今度は大勢の子供たちも使うような場所になるというところで行きますと、この夏場のエアコン、冷房というところもぜひちょっと気にしてあげないと、熱中症等々そういった問題も発生してくるのではないかなというところがございますので、ちょっとこのあたりはひとつ情報提供というところで受け止めていただいて、今後どうしていくか御検討いただければと思います。

その他、実際、小学校の部活動というところから地域移行したということで、今まで気にしていなかったけれども、これいろいろお金かかるなというところが、恐らく出てきていると思います。そういったものに対しては、部費といいますか、活動費といいますか、保護者さん方から恐らく徴収するものがあると思うんですが、部活動だった頃と地域移行されたところで、それぞれの部活動さんのそれぞれの保護者さんから徴収している金額とって部費に関するところ、そこがどのように変わっているかは把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

把握してございませんでした。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） 部活だったときは、私が聞いている話でございます。年間の部費が1千円ぐらい保護者さんから徴収していたというところなんです、金管バンド部さんのほうが、済みません、私、資料を持ち合わせておりません、太鼓部さんに関しては、月500円保護者さんから徴収するということになっているそうです。なので、年間部費1千円としていたところから、今は年間6千円、保護者さんから取って、何とかそれで回そうとしている状態というふうにお伺いしております。

また、これは部活のときにも変わらなかったと思うんですが、何かのイベントに出ようと思ったとき、楽器の運搬であるとか、それに対する保険はどうと言っていたかな、そういった実際運搬の費用であるとか、実際に子供たちを連れて行く運賃等、運賃というか旅費ですか、そういったものであるとか、やはりそういったところがすごく大きくかかってきていて、そのほかいろいろ聞きますと、地域移行化されたことによって、知名度を上げないと子供たちが入ってこなくなるんじゃないかというところで、チラシも作っているいろいろなまきたいというふうなところもありまして、ですが、地域移行されたことによって、今会長さんが全部自

腹を切ってチラシを印刷して配って歩いているというふうなところもございまして、恐らくここも見えないコストとして出てくるところなんじゃないかなというふうに考えております。

地域移行、ちょっと済みません、これが3番目の質問に対する再質問がちょっと混じってきてしまうんですが、こういったいろんな経費面、こういったところがきちんと話し合われた上で地域移行されていったものなのかどうか、ちょっと疑問を感じるところがあるのですが、そのあたりの話合いの経緯といいますか、そういったところで何か聞いているところございましてでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

学校との団体とのやり取りはあったかと思いますが、そこまでこちらでちょっと把握してはございませんでした。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。

地域移行というところ、学校と保護者の団体とというところで、これまでやられてきたというところだと思いますが、実際、地域移行というのが何なのかというところを、恐らく考えなきゃいけないんじゃないかなと思うところございまして、それで、2番目の質問のほうです。

将来展望というところの質問でございますが、教育長から御答弁頂戴しましたとおり、地域移行の目的は当然、教員の皆様の働き方改革というところが土台にはあるかと思うんですが、それをやっていった先の狙いというか、目標というか、そういったところは御答弁頂戴しましたとおり、子供たちに対し継続的にスポーツや文化に触れる機会を提供するというところが、絶対に外してはならない目的であろうかというふうに考えております。

それを考えますと、見えない経費というふうにもいろいろ申しましたけれども、太鼓部の活動というところ、学校から離れたその先で、一体誰が後ろ盾になってやっていくものなのかなというところが、今すごく不透明になっているんじゃないかなと感じておりまして、教育長から御答弁いただきました、継続的にスポーツや文化に触れることができる環境を子供たちに準備してあげよう。これは小学校から切り離されて地域の団体に任せました。この継続的というものは、非常に重たい目標を、その地域の団体だけに背負わせるものなのかなというところがすごく疑問でして、実際、太鼓部の皆さんと話をしていると、そこをすごく重荷

に感じていらっしゃるなというふうに感じるところでございます。

実際にいろいろ話をしていきますと、どうしてもお金の話には戻ってきってしまうんですけども、当然、活動を継続して続けていくと楽器のメンテナンス、楽器更新、太鼓とかもそうですが、金管バンドもそうですが、更新とかがあって、そのときってすごくお金がかかりますよと。それを地域団体に賄ってくださいと言われても難しいですよということを、保護者さんからもすごく言われまして、このあたりをどうしていけばいいのかなというところを、非常に私も頭を悩ませるところなんですけど、この点についてお伺いしたいのが、金管バンドさんの持っていらっしゃる楽器が、どのぐらいの金額するものなのか。太鼓部さんが今所有している太鼓がどのぐらいのお金が、修繕等々どのぐらいお金がかかるものなのか。そういったところ、コスト面、何かお分かりになる情報があれば教えていただきたいなと思います。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

金管バンド部につきましては、楽器の価格に幅がありまして、中価格のものを申し上げることを御了承ください。主なものを申し上げます。

金管楽器のトランペットは1台約10万円で、9台所有しているということです。トロンボーンは1台約15万円、7台所有、ホルン1台約30万円で4台所有、打楽器のバスドラム1台7万円を3台所有、スネアドラム1台約5万円、2台所有、鍵盤楽器のキーボードアンプ1台約5万円を所有しているとのことです。

太鼓については、ちょっと把握しておりませんでした。済みません。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。やはり結構な金額だなと思いますし、太鼓については、私もちょっと人づてに聞いた話なので正確なところではないかもしれないんですが、太鼓1台、革の貼り替えに20万とか30万かかるというふうなところもお伺いしてまして、やはりこの辺は、地域の人におっかぶせるのはすごくつらいなというふうに思うところでございます。

ちょっとこれに関連しての質問なんですけど、このトランペット、トロンボーンと金管バンドの楽器、それから太鼓、これは五戸小学校の部活動で使っていたものなので、五戸小学校の所有物なのかなというふうに思うんですけど、これの所有権は学校にあると思ってよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

先般、地域移行に伴いまして、太鼓は教育委員会の所管とさせて、もともと五戸小学校の所管でしたが、教育委員会の所有となりました。

以上でございます。

（「金管のほうは」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） 楽器については、ほとんどが金管バンド部のものがございます。一部については、学校で授業で使う楽器を貸してもらっているということと聞いております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。

この金管バンドさんの楽器のほうは、ほとんどが部のものということは、一番最初買ったときに誰かがお金を出しているということですよ。これはどなたがお金を出して最初に買われたものなのか分かりますでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

こちらでちょっと把握しておりませんでした。分らないです。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ちょっとそのお答え残念だったんですが、私が聞いている話ではPTAの費用で買っているという話をちょっと聞いております。これが正確かどうか正直分からないので、今回お伺いさせていただいた次第なんです。要は学校の部活動だったので、保護者さん方がお金を出し合って買ったというのが最初なのかなというふうに私感じているところなんです。私自身はそれはすごくいいことだなというふうに思っておりまして、やはり五戸小学校の金管バンドというのは昔からすごい熱の入っていた部活動でして、東北大会に行きました、全国大会に行きました、五戸小学校の名前が全国に売れる。それで私たちの子供はここに通っているんだというこの誇りですよ、そういうものにつながるものなので、私もすごく高いなとは思いましたが、でもそれに見合うだけの活動を金管バンドさんはして

きているなと思いますので、これはすごくいいことだというふうには考えてございます。

同時に、太鼓部さんのほうも、大変お金はかかりますけれども、最初は町の持ち物ということで始めていらっしゃるということでした。

まず問題なのが今後ですよ、部活動から切り離されたときに、これらの楽器、太鼓を修繕するとなったときに、この団体が直すことになるのか、それとも小学校あるいは教育委員会等々のしかるべき組織が、そこを直してくれるというか、お金出してくれるものなのかどうなのか。そのあたりどうなっているのか、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

私の中では、関係する保護者の方とか後援会なるもので費用を負担していくのだと認識しておりました。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） そうなってきますと、2つ目にお伺いした将来展望について、継続的にスポーツや文化に触れることができるというところに反するんじゃないかなというふうに感じるところでございまして、やっぱり幾ら子供が少なくなったとはいえ、子供たちにはすごくたくさん特徴を持った子供たちがいます。運動が得意な子もいれば、運動は苦手けれども勉強ができますよと。運動はできないけれども文化的素養はいいですよと。楽器が、音楽がすごく得意であるとか、絵がすごく得意であるとか、いろんな特徴を持った子供たちが、人数が少なくても、やっぱり子供たちの特徴というのはすごく多様化しています。

その中で、この運動部だけでなく、文化部のほうもきちっと続けていく体制を構築するというのは、町とすれば非常に大事なんじゃないかなというふうに考えております。

実際、確かに地域移行というところで、学校の先生方の負担軽減というところは、私も非常に大事なものだと思います。それがいいことには、教育の質の向上というのはいり得ませんので。ですので、地域移行化というのには全く反対はしないんですが、ただ他方、地域の住民の人、保護者さん方も、決して今余裕のある生活を送っているわけではございません。夫婦共働きでもありますし、子供たちに塾にも行かせなきゃいけないとか、いろんなところもあって、保護者さん方も残業続きだとかで夜勤が多いとかそういったところで、先ほど鈴木議員のほうからもありました、満足に子供たちに時間を使えていないというのが、使いたくても使えないというのが現状です。

その中で地域移行を進めると、当然、いろんなあつれきも生まれますし、その中で私が大事にしてほしいなと思うのが、その状態にあっても子供たちのために立ち上がっている大人たちです。それこそ、今、地域移行を受けてくださった金管バンドの保護者の皆さん、太鼓部の保護者の皆さん、本当に身銭を切って自分の貴重な時間を削って子供たちのために、子供たちの活躍の場を守るために、今一生懸命頑張っています。そういった方々に、活動を継続する上で、楽器が壊れました、太鼓が壊れました、直したいですといったときに、すごくお金がかかるんだけど、じゃ、あなた方でよろしくお願ひしますというのは、あまりにもかわいそうじゃないかなというふうに感じるところがございます。

町長にお伺ひしたいと思います。非常に難しいお話だと思います。

実際、五戸町の財政も余裕があるわけではないのは重々承知してございます。ですが、部活動に関するところ、子供たちにも関わる話です。立ち上がろうとしている大人たちにも関わる話です。ぜひ、町長がどのようにお感じになっているのか、お答えを頂戴できればと思います。

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 川崎議員の御意見でございますが、部活動をやる子供を地域で見守る。そして、もちろん親も一番サポートするという、子供と共に、子供の文化部であれ、スポーツであれ、成長とともに見守る親も成長し、地域が成長すると。こういうイメージですか、本当に大事なことだと思います。

先ほど来、小学校は部活動扱いでなくて、そもそも地域のものといひますか、それがもう確立されていたということでございまして、それを一番最初、一番先頭に立って子供を守るのが、やっぱり親の集団なんだろうなと思います。親の集団があつて、指導者の集団があつて、子供をきちっと見守っていく、成長させていく。そういった中において、やはり様々な経費がかかりますし、それを親が負担できるところは親が負担しながら、地域が負担するところは地域が負担しながらというその配分なんだろうなと思います。

それを、一生懸命子供たちが感じ取ってくれながら部活をやってもらつて、今日からあした、あしたからあさつて、同じような練習なのかもしれませんが、そういった積み重ねの結果、県大会で優勝だとか、全国大会で優勝だとか、そういうような結果になっていくんだろうなと思います。

今、いろんな家族の形態がいろいろありまして、大変な時期だとは思ひます。そういった中において、今こういうふうに関係と学校、そして子供たちとの関係をどうやって構築して

いくかという、本当に今過渡期の中にあるところだと思いますので、本当に様々な地域の意見を聞きながら、試行錯誤しながら、子供たちを育てていかなきゃならないんだろうなと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。

やっぱり子供は地域で育てるというのを大前提として考えていていただきたいなというふうに思っておりますし、何より子供たちが、虐げているわけではないんですが、最近は機会の貧困という言葉がたくさんございます。やりたいのにやれない、そのやれないことをずっと我慢して育った子供、その子供が、いざ五戸の外に出たときに、いや、ここ楽しいじゃと思って五戸に帰らなくなる。そんなことがあったら、私すごく悲しいなと思ひまして、だから子供たちにこそ、将来、五戸の町民になってくれるであろう五戸の子供たちにこそ、やはりしっかり投資をしなければいけないし、また、その子たちを支えようと頑張っている地域の大人、その現状、頑張れば頑張った分だけばかを見るような、そういうちょっと残念な世の中に今なっております、でも、そういうふうにはなってほしくないんですよ。やっぱり、頑張る人には頑張るなりの報いというか、報われるような、そういうときというのは来てほしいですし、そのために、やはり活動は頑張ってもらいたいですし、町長おっしゃるとおり、立つのはやはり地域です。親です。ですが、その活動の下支えとして、町であるとか、教育委員会であるとか、そういったところにぜひ御協力をお願いしたいなというふうに思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げて、1つ目の質問を終わりにしたいと思います。

では、2番目の質問、切谷内小学校、上市川小学校の統合のお話に移らせていただきます。

まず、私、川崎七洋、切谷内の川崎でございまして、選挙に初めて出たのが2016年でございます。そのときに、切谷内小学校の保護者さんに、私は約束したことがございまして、私は小学校というのは、歩いて行ける距離にあるのが大事なんだと。だから、私は切谷内小学校はもう絶対なくしたくないから、なくさせないというふうに宣言しておりました。

ですがその後、もう8年たちまして、生徒数の減少というところ、どうしても避けられないものもありまして、いよいよ人数が減った現在、私よりもやはり親御さんのほうの考え方が大きく変わってしまっていて、子供時代にたくさんの人と交流をさせたい。好きなことをたくさんやらせたいと思ったときに、やっぱり切谷内小学校を残したくはあるけれども、でも子

供たちのためを考えれば統合もやむなしと。しかも、やるのであれば早いほうがいいというふうな保護者さん方の御意見を多数頂戴しまして、結果、私も立場を改めたところでございます。そうなれば、切谷内小学校、上市川小学校の統合が、より有意義なものになってほしいなというところでございます、現状の確認でございます。

上市川小学校、あと何年使えるという想定でいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

上市川小学校につきましては、昭和49年に建築されていまして50年経過しております。

令和2年3月に策定しました長寿命化計画では、使用限界と言われる築60年前後まで使用し、建て替える計画となっております。ですので、あと10年ということになります。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。そうすると、あと10年使うとすると、その後の計画も、またおいおい出てくるのかなというふうに考えてございます。恐らく、そっちのほうはそっちのほうで、また検討委員会等々立ち上がってやるものだと思いますので、そちらのほうは、ぜひ御努力いただければと思います。

それで、新聞報道のほうを少し再質問させていただきます。

経緯の御説明を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。実際、恐らく検討委員会等々に御出席なされているかと思うんですが、やはり、切谷内の地域、こう言ってはなんですが、はざまの地域です。上市川のほうに小学校があり、だけれども五戸小学校のほうに近いというようなところもあり、非常にこの地域の方々には本当につらい決断をいたしました。切谷内小学校の学区の皆さんです。実際に、検討委員会の中でも、一度は自由学区としたものの、やはりいろんなことを考えれば川内でまとまったほうがいいだろうというところで決断なされた。実際、アンケートの結果と検討委員会の結果が真逆になったというところから、やはり切谷内学区の中にはすごくたくさんの方々の意見があって、いろんな方のいろんな苦渋をなめた結果、本当につらい思いで決断されたのが今の案だというふうに捉えております。ぜひともこの点については御理解いただいて、今後の施策を進めていただきたいと思います。

それで、もう時間ございませんので、ここだけ主張させていただきたいんですが、切谷内小学校の跡地利用というところ、質問の上では川内中学校、倉石中学校についても聞きましたが、ちょっと時間の問題で、切谷内小学校のところだけ特化させてお伺いします。

まず、川内の地域、産直施設バ・オールができます。これによって川内地域を盛り上げようという施策だと考えております。

倉石中学校、最近では倉石温泉ですとか、ふるさとの家ですとか、そういったところを中心にイベントを展開して活気をつけようというふうに活動なさっているのも承知してございます。

この切谷内の地域、切谷内の地域だけから見れば、小学校もなくなるし、中学校もなくなるし、その状態で切谷内の地域に対して何かがあるかと言われると、現状何もないというぽっかり空いたような形に、私には見えております。当然、産直バ・オールの恩恵は、切谷内の地域も受けられるものとは思ってございますが、ただ、切谷内の地域に対しては、中学校、小学校がなくなって、その上で何かあるんだろうと思うと、現状見えていないというような状態でございます。

この切谷内の学区の人たちに、ぜひ奮起して頑張ってくださいたいというのが私の思いでございますが、この切谷内学区の方々に対して、どういった地域振興の策をしていくか。これは教育の話でございませぬ。町全体の話でございませぬ。

ちょっと急に振ってしまって申し訳ないんですが、町長は、この点についてどうお考えになるかなというところでございますので、お答えいただければと思います。

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 学校があるところがなくなるというのと、やっぱり寂しさというのがあります。それを皆さん経験したのが、旧県立五戸高校だったわけでございますが、実際、ぽかっと空いていたと。皆さん、五戸町の方が、皆ぽかっと空いていた何年間だったのではないかなと思いますけれども、そういう思いを、切谷内の方もされるだろうなどは容易に想像できますし、そういった中において、やはり地域の方々が一層にぎわえるような施設とか、民間事業者の方々と連携しながら、何か常に小学校のグラウンドで、芝生のグラウンドでちょっとイベントを、週に1回とか月に1回とか行うとか、様々な取組はできるのではないかなと思います。

そうこうしているうちに、どこかの民間の事業者が、どんとこの小学校を借りたいなとくれば、また面白い話かなと思いますし、とにかく諦めないで地域の方々が頑張ろうとすると、それなりに何か来るんじゃないかな。旧五戸高校も、多分そういう感じなんじゃないかなと思っています。

ですから、要は、なくなるから残念だなと思うプラスこのままじゃいけないなという気持

ちを地域の方々が持っていて、何かかにかの活動をしていただきたいなど、そういう
思いです。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。実際に、小学校がなくなることで、地域の活
力というのは大きくそがれることになるだろうなと思います。

やはり、お願いしたいのは、小学校がなくなることで、その生徒さん方には交通の便、通
学等々で不便をおかけしないように、スクールバスを出すとか、バスの本数を拡充するとか、
そういったところをぜひ御検討いただいて、鈴木議員のほうからもございました交通弱者と
いう言葉がございます。切谷内の地域全体に対しても、ぜひこの交通の便というものも見直
していただいて、地域の活力を、それを土台にして醸成していく。そういったところも、今
後たくさん御検討いただければなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願
いいたします。

もう時間ございませんが、最後です。

太鼓部の件につきましても、今回の統合の件につきましても、陰で子供たちのために一生
懸命頑張っている大人の方がいます。この頑張る大人の人たちに、ばかを見るような、そ
ういう目には遭わせないようにだけ、しっかり行政のバックアップをしていただきたいなとい
うふうに思っておりますので、どうかそちらのほうよろしくお願ひ申し上げまして、一般
質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（川村浩昭君） この際、暫時休憩いたします。

トイレ休憩です。3時5分から開始します。

午後2時53分 休憩

午後3時05分 開議

○議長（川村浩昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（川村浩昭君） 日程第1の「一般質問について」を続行いたします。

次に、豊田孝夫議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

豊田孝夫議員。

〔9番 豊田孝夫君 登壇〕

○9番（豊田孝夫君） 議席番号9番、豊田孝夫でございます。議長の許しを得ましたので、これより第12回定例会におきまして、先に通告してあるとおりの一般質問をさせていただきます。

大変皆様方お疲れさまでございます。私で最後でございますので、もうちょっとだけ辛抱いただければと思います。

その前に、今話題になっているのがお米の価格でございます。消費者への価格が5キロで4千円を超えているとのこと。政府も備蓄米を放出して、2千円台、3千円台にして、どうか抑えようと努力をしているようでございますが、なかなか苦勞している様子が見えがえします。

私も米農家の一人でもあります。昨年、生産者米価が玄米60キロ当たり2万2千円から2万4千円、5千円になりました。やっと米で飯が食える時代になったなと感心しております。これがしばらく続けばいいのかなと思いますので、何とかしていただければと思います。

前置きはこれくらいにいたしまして、質問に入ります。

2項でございます。

1項めは、地区防災計画の策定についてであります。

五戸町地域防災計画が、本年3月に改訂版が発行になりました。風水害、地震、津波、火山災害など、総ページ600ページに及ぶ膨大な計画書になっております。

その中に、随所に地区防災計画の提案の項目があります。自助、共助（互助・協働）とも考えます。公助は、災害発生時においては基本的なこととして御存じのことと思います。

ここでは、地域の防災力向上のために、特に共助についてどのように取り組んでいるかについて、次の項目についてお答え願いたいと思います。

1点目、地域の防災力向上のために自主防災組織の組成が有効と考えるが、現在、町内に自主防災組織の組成数は何組か。

2点目、自主防災組織組成のために研修会等を開催しておりますが、令和5年からの研修会の開催数は何件か。

3点目、地区防災計画を作成するために、町ではどのようなことを考えているか。

そして4点目、自分たちが住んでいる地域、自治会を単位とした防災計画が有効と考えるが、町の取組はいかがか。

次に、2項目めは、町内ごみ収集所における資源ごみの取扱いについてであります。

資源ごみは、回収して再資源化、再利用できるごみの総称ですが、アルミ缶、スチール缶、段ボール、新聞紙など換金できるものとして有価物扱いとなるものもあります。そのため、収集場所に分別して出された資源ごみを許可なく無断で持ち去る行為が町内でも見られたとのことでした。このような行為を防ぐために、自治体の法律として持ち去り防止条例を定めるところも増えてきているとのことでございます。

ついては、次のことについてお答え願いたいと思います。

1点目、収集所に出された資源ごみの所有権利者については誰のものになるか。

2点目、勝手に持ち去りする行為を防ぐ手段について考えられることは何か。

3点目、資源ごみを有価物として換金し、自治体等の活動費に充てている組織はあるかどうかであります。

以上、2項目7点になりますが、御答弁よろしく願いいたします。

〔9番 豊田孝夫君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 豊田孝夫議員の質問にお答えいたします。

初めに、1項め、地区防災計画の策定についての御質問の1点目、地域の防災力向上のために自主防災組織の組成が有効と考えるが、現在、町内に自主防災組織の組成数は何組かの御質問についてお答えいたします。

現在の町内の自主防災組織数は、自治会を構成単位とする自主防災組織が6組織、婦人防火クラブを構成単位とする自主防災組織が7組織、その他が2組織の合計15組織でございます。

次に、2点目の自主防災組織組成のために研修会等を開催したと思われるが、令和5年からの研修会の開催数は何件かの御質問についてお答えいたします。

令和5年からの研修会の開催件数は、令和7年1月に青森県と五戸町が共催で開催した令和6年度自主防災体験研修会の1件で、川内地区より12自治会、28名が参加しております。

次に、3点目、地区防災計画を作成するために、町ではどのようなことを考えているかの御質問についてお答えいたします。

地区防災計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する制度として、平成26年4月に創設された計画です。内閣府により自治体職員向けに発行されている地区防災計画の素案作成支援ガイドでは、市町村には計画の素案作成を促進する姿勢が必要で、計画の素案作

成主体は地区住民等ですとあり、現在、北市川地区と谷地中地区が作成中であります。

今後も、これまで開催しております総合防災訓練や研修会等で、町民等の防災意識の向上と地域における課題等の共有を図り、共助による地区防災の普及啓発をしながら、さらには、地区において計画作成の意識の高まりが見られた場合には、地区住民と町との協働で計画素案のひな形作成など、次のステップに進んでいきたいと考えております。

次に、4点目、自分たちが住んでいる地域自治会を単位とした防災計画が有効と考えるが、町の取組はいかがかの御質問についてお答えいたします。

地区防災計画の範囲の設定については、先ほどの支援ガイドでは、近年の人口減少、少子高齢化を踏まえ、共助の担い手を確保し、活動の実効性を確保するためには、小学校区や中学校区などの一定程度の人口がある範囲で計画を定めることも検討するとよいとあり、全国様々な地域において、小学校区や中学校区を範囲として作成されております。特に学校が指定避難所となっていることから、小学校学区や中学校学区を単位とした計画の策定が有効とされております。

次に、町の取組については、先ほどの3点目の答弁と重複する部分もありますが、総合防災訓練については、小学校学区または中学校学区で開催してきておりますので、その単位での開催を継続するとともに、地区ごとを参集範囲とした研修会等も開催しながら、地区住民の防災意識の向上を図っていきたいと考えております。

次に、2項めの町内ごみ収集所における資源ごみの取扱いについての御質問にお答えいたします。

1点目の収集所に出された資源ごみの所有権者については、誰のものになるかについての御質問にお答えします。

民法第239条第1項では、無主物の帰属として「所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することにより、その所有権を取得する」と定めており、不用品をごみ集積所に捨てた時点で所有権を放棄したものとみなされ、捨ててあるごみには所有権のないものとして扱われております。

当町においては、ごみ集積所に搬入された資源ごみの所有権について条例等において定めおらず、所有権が明確化されていない状況となっておりますが、資源ごみは再利用を目的とし分別収集していることから、ごみ集積所に搬入された所有のない資源ごみの所有権が町に帰属することを明記した条例の整備を検討してまいります。

なお、当町の一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行っている十和田地域広域事務組合の組

合規約においては、組合と資源ごみの収集及び運搬に係る業務委託契約を締結している事業者がごみ集積所から資源ごみを回収した時点で所有権は組合のものとなり、組合においてリサイクル処分され、新しい製品の原材料として売却し、組合の歳入財源となっております。

次に、2点目の、勝手に持ち去りする行為を防ぐ手段について考えられることはについての御質問にお答えします。

町は、資源ごみを勝手に持ち去りする行為について、五戸町環境美化条例第15条により資源ごみの持ち去り禁止を定めており、ごみ集積所に搬入された資源ごみを収集、運搬できるものは、町長及び十和田地域広域事務組合と資源ごみの収集及び運搬に係る業務委託契約を締結している者と定めておりますので、それ以外の者については、ごみ集積所に搬入された資源ごみの持ち去りは禁止されております。

今後は、条例に基づき、ごみ集積所への資源ごみの持ち去り禁止の掲示並びに資源ごみの所有権は町に帰属するなど表示し、所有を明確にする告知をしながら、資源ごみを不適切に持ち去ることによる経済的損失の抑止に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の資源ごみを有価物として換金し、自治会等の活動資金に充てている組織はあるかどうかについての御質問にお答えいたします。

町では、ごみの減量化及び再資源化を促進することを目的として、日常生活から排出される廃棄物の中から再利用できる資源ごみを回収している子供会、自治会等の住民団体に補助金を交付する五戸町資源ごみ集団回収推進事業を実施しており、令和5年度は13団体、令和6年度においても同じく13団体に補助金を交付した実績があり、ごみの減量化、再資源化に努めていただいております。

以上です。

[町長 若宮佳一君 降壇]

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

順次、1項目めから再質問させていただきます。

まず、地域の防災力向上のためのいわゆる自主防災組織の組成というふうなことの項目でございますけれども、地域防災と地区防災の策定、これは名前が似通っていますけれども、全く別物でございますから、地域防災計画、これは行政が定めるものとして捉えていただきたいと思います。この間、3月に改訂したものは行政、五戸町役場で取り扱っている、いわゆる防災に係る事柄を列記したものでございまして、それは行政の役割で定めます。

地区防災計画というのは、自治会単位とか小学校単位、あるいはPTAの区域でもいいですし、いろんな団体でも構いません。企業でも構いませんけれども、そこで自分たちのところでは、このような形で地区防災計画をつくりましたというふうなことを定めてもらえれば、大変いいのかなと思います。そのほうが機動性があります、正直なところですね。

特に、災害時においては、自助・共助でありますけれども、自助というのは自分を助けることなんです。どんなことがあっても自分が助かる、自分が助からなければ人を助けることもできません。それから共助は、近くに住んでいる、その地域に住んでいる方々がお互い協力し合って、何か災害あった方、それから、例えば家屋に押し潰された方がいらっしゃればそれを協力して救助するというふうなのがいわゆる共助になりますから、それから公助もありますけれども、公助というのは行政の役割ですので、全部整うまでには大災害があれば3日ぐらいかかります。ただ、自助・共助については、その場ですぐに動くことができますから、つまりすぐに動けるような体制をつくるために、地区防災計画を策定してほしいというふうなことなんです。私が言いたいところそこなんです。ですから、そのためには小さい単位でも動けるための組織、自主防災組織が非常に大事だというふうなことであります。

今現在、自治会が6で、婦人組織が7で、その他が2というふうなことで15しかない。これ、ほぼ変わっていないんですよ。実は、防災関係について、私も何回も質問させていただいておりますので、一生懸命とにかくつくっていただいたほうがいいよというふうなことでお話ししているんですけども、最近新しくできた組織ってどこの組織になりますでしょうか。こちらお答え願えれば、分かりますか。分かるところあれば、お答え願いたいと思います。一番新しく組織された自主防災組織です。

○議長（川村浩昭君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

はっきりとここですとは、ちょっと間違っている情報かもしれません。そこは御留意願いたいと思います。

特養施設救助隊というものが一つあります。恐らくここが一番新しい自主防火隊というか自主防災組織かとは思いますが。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

特養組織ですか。特養ですか、介護施設、分かりました。ありがとうございます。

どんなところでもいいですし、会社でも結構ですから、そういったことで自主防災組織は組成が可能になっております。そこはそれでいいと思います、とにかく広げていければと思っておりますので。

2点目に入りますが、自主防研修会、令和6年度は、今年これ1件だったんですが、7年1月24日に開かれました。上市川の瑞穂館で開かれました。これは私も行きましたので、県と町の共催だったんですけども、その中で私にも発言の機会があったのでちょっとお話ししたんですが、町でも自主防災組織の組成、これについては一生懸命頑張っていますと。ただ、なかなかきっかけづくりが難しいようでございますからというふうなことでやっていますけれども、やはり、何でもそうだけれども、行政でもう本気になって取りかかっているか、と、なかなか組成は難しいものだなと思っております。

開催数は1件しかないんですけども、何度かこれから町の自治会長会議もありますし、いろんな各種団体等の集会もありますので、その中で、随時お話ししていただければいいのかなと思っておりますので、この件についてはこれぐらいにしておきたいなと思っております。

それから、3点目、地区防災計画作成、様々先ほど町長から答弁いただいたんですけども、地区において素案をつくるとか様々あります。そんなに難しくは考える必要がないんですね。実は、先ほど町長の答弁からもあったんですが、国のほうでの指標もあります。実はこれ地区防災計画ガイドブックで、2025年4月に内閣府の防災担当のほうで地区防災計画のガイドブックを作っています。結構ページ数あるんですけども、まずこれにのっとって、これを見ながらやっていけば、比較的こんなことをやればいいんだなというふうなことが載っていますので、これらを参考にして作ってもらえればいいのかなと思っております。

さっきの研修会の話に戻るんですが、切谷内、上市川地区で1月に開いたんですけども、その後どうでしょうかというふうなことで、防災担当の係の方にお話を聞きましたら、上市川地区で1か所、1自治体のところで、このような計画を出していましたというふうなことを見ましたら、非常にいい中身だったんです。それらを、まず参考にしてもらえれば、ほかの地域でもそういった地区防災計画を立てやすいし、自主防災組織もつくりやすくなるのかなというふうな気はいたしておりました。そういったことを感じ取りましたけれども、出来つつあるというふうなことで、現在進行形になったのかなというふうな気がしておりますので、少しは安心はしております。

そして、やっぱりきっかけづくりです。町の総合防災訓練、これ毎年開いているんですが、去年開かなかったんですよ。去年は、その代わり県と町の共催で、自主防災に関する会合

を開いたというふうなことだったんですが、今年は、たしか豊間内地区になるのかな、というふうに伺っておりました。本当は、毎年地区を決めて回っているのもいいんですが、その都度メンバーが替わるんですね。そこの自治会の方々だけ、しかも役員の方々だけしか出てこないという、何かもったいないなど。せっかくここに来ているんだけど、地区の住んでいる方々がたくさん出てくれればいいのになとは思いますが、なかなかそうはいかない。それでまず役員の方々だけがメインとして出てくるというふうなことになっているんですね。

私ちょっと提案するんですが、考え方をちょっと変えて、総合防災訓練は、その地区を拠点にしてやるのがいいと思うんです。じゃ、ほかの地区は何をやるかということなんです。

例えば今日、総合防災訓練、今から開始しますといったときに、今から避難訓練を行いますといったときに、例えば、自分たちの自治会の中にも避難所として指定される場所があります。小学校でもあり、それから自治会館もそのとおりだと思いますから、そのところに、じゃ、今からみんなで行きましょうと。そうすると、町を挙げて防災訓練をしたことになります。そういったことをやっていくと、きっかけをつくることができるんです。じゃ、避難所までどのルートで行くんだと。地震のときはこれだ、大雨のときはこれだ、火山、火山はあまり想定していないんですが、火山災害のときはこのルートでいくべしというふうなことを、そういったことをそのときにやってみれば新しい発見が出てくるかと思うんです。

自分が普段、私たちが住んでいる場所がそうなんだけれども、自分たちのところで危険な場所はないかどうか。例えば、側溝に蓋がないところがある、それから崖が崩れそうになっているとか、そういった場所が必ずあるはずなんです。だから、そういったところを少しだけ見るだけでも十分防災訓練になるかなと思っておりますので、これを少し考えていただいて、そういった形できっかけづくりができればいいのかなと思います。それを総合防災訓練が、ちょうど自主防災組織をつくる、地区防災計画を策定するきっかけになればいいのかなと思いますので、この件については、これからまたずっと取り組んでいきたいなと思っております。特に答弁は求めません。

次に、2項目めのごみの問題です。

実は私の知人から先月の初めに電話が来まして、資源ごみ、アルミ缶、スチール缶、これを早朝、目隠しをした軽バスできて持っていく人が見えていると。その人が警察にも連絡したんだそうです。そしたら、警察のほうでは、ごみを持ち去り禁止する条例が五戸町にはないから、取り締まることができませんと言われたんだそうです。

この件に関しても警察に連絡して伺いました。そしたら、五戸町、実はないんですよ。こ

の間、申出があったというか申告があったので、役場にも問合せしましたと。そしたら、実は、五戸町にそういった条例がないのでというふうな回答をされましたので、取り締まることのできなかつたんですとのことだったんです。

ただ、十和田市はごみの持ち去り禁止の条例はありますからというふうなことで、今度、十和田市に私は連絡しまして担当のところまで連絡しましたら、いや、うちにはありますよと。資源ごみは勝手に持っていては駄目ですからと言われてまして、その資源ごみをさっき言ったみたいに、答弁あったみたいに有価物ですから、換金して活動団体の活動に使っているところ結構ありますよというふうなことだったので、その十和田市では、資源ごみを出すときは、必ずその自治会長さんとか、資源収集場所を管理している方から許可をもらわなければ出すことができませんというふうなことだったんです。そうですかというふうなことで、どういった表示をされていますかと言ったら、これだったんです。

ちょっとこれ見えますか。カメラズームアップできますか。見えますか、見えますよね。これが十和田市です。資源ごみ持ち去り禁止と書いています。だから、こういう表示がされていないんですと言われていました。

十和田市では、平成24年4月から資源ごみは勝手に持ち去らないようにというふうなことでやっています。禁止命令に従わない場合は5万円以下の科料に処しますと。罰金じゃないです、科料です、5万円以下。市の条例で定めるものとしてはというふうなことで、ここにぼんと書いています。ちゃんと十和田市と書いています。

五戸町でこういった表示しませんかと、私、川村課長にお伺いしたら答えがありました。川村課長、こういったお答えでございましたか、お願いします。

○議長（川村浩昭君） 川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村 豊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ごみ集積所から資源ごみを持ち出した場合ですが、五戸町環境美化条例第15条において、ごみ集積所から資源ごみを収集、運搬できるものは、町長及び十和田地域広域事務組合と資源ごみの収集及び運搬に係る業務委託契約を締結している者と定められておりますので、条例違反となることが考えられるものであります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。そういったことで、しっかりとごみの所有権、いわゆる資源ごみについては明記されてあるというふうなことで、ただ、これをやはりさっ

きあったみたいに告知しなければ、周知しなければ、これは誰も分からないというふうなことなんです。

私も、警察の生活安全課の課長にお話しして、実は、今日これこれしかじかで一般質問ありますから、きちんとした回答を町からもらいますので、その後、終わりましたら、そちらにお邪魔して、内容についてまた御説明いたしますのでというふうなことにしております。

今日の議会終わりましたら、帰りしなに五戸警察署に、私寄っていくことになっておりますので、もしよかったら川村課長、同行願えれば大変ありがたいなと思っております。

そういったことをございます。ただこの条例も、単独で本当はあれば分かりやすいんですよ。ただ、環境美化条例の中で、しばらく読んでいって最後のほうにぽつんと出てくるようなものであれば、条例としてはどうかなというふうな気もしますので、できれば単独で、いわゆるこういったごみ関係の条例は定めるべきじゃないかなというふうな気はいたしております。まず参考にしてもらえればと思います。

次に、最後の質問になりましたけれども、資源ごみを有価物として換金して、いろんな団体の活動に使っているところありますよというふうなことだったんですが、13か所あって補助金、どれぐらいの金額のものが補助金として出されておりますでしょうか。そこをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村 豊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

13団体の内訳になりますが、7つの自治会、5つの女性会、1つの地域づくり団体に補助金を交付しております。一番多い補助金額は7万9,550円となっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

町で出している補助金、この補助金の算定基準となるものは何でしょうか。業者が集めて申告された量なのか、例えばスチール缶とか、アルミ缶とか、あるいはペットボトル、全部違いますよね。それらのちょっと単価等分かればいいんですが、あと、集めた業者からは何にもないわけですか。例えば、集めた業者は町のほうに幾らか持ってくるとか、そんなことはあるんですか。それとも全くなくて、そこの自治会で申告された量に応じて、町で補助金を出しているというふうなことでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村 豊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この事業ですが、交付団体は町内に住所を有し、回収活動を自らの手で実施していること、また、営利を目的としない団体であることとしております。また、補助金の対象品目は紙類、金属類、瓶類としております。

補助金の算定額についてなんですが、資源ごみを団体が回収し、回収業者へ売却した重量1キログラムに対し5円を補助しております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

回収業者というのは、ごみを回収する業者ですよ。ここであれば北都ビルとか、そういったところでしょうか。それとも、任意の団体の回収業者ありますか。

○議長（川村浩昭君） 川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村 豊君） 御質問にお答えします。

民間で、資源ごみを扱う業者になっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。民間に集めている、回収している業者だというふうなことで分かりました。ありがとうございます。

これらも、やっぱり自治会単位でもやって換金して自分たちの自治会に補助金も入ってくれば非常にありがたいというふうな気がしますので、こういったことを自治会の自治会長会議があったときにでも話をしてもらえれば、資源ごみの有効な活用ができるし、その自治会の団体または団体の活動資金にもなるかなと思いますので、これらはぜひ奨励していただければいいのかなと思います。

様々自治会に対する、あれしてほしい、こうしてほしいとの、様々ありますけれども、やっぱり今、いい町をつくるためにこういったことも非常に大事なというふうな気がします。ただ単にごみを集めて、ただ単に捨てるんじゃなくて、やはり活用できるものはどんどん活用するというふうな方向性を定めてもらえれば、大変ありがたいと思います。

そういったことでございまして、以上をもちまして私の一般質問を終わります。大変どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

○議長（川村浩昭君） これをもって、「一般質問について」を終結いたします。

○議長（川村浩昭君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明10日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時40分 散会

議 事 日 程 第 3 号

令和7年6月10日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第6号及び報告第7号並びに議案第58号から議案第64号まで
 (質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第65号 工事請負契約の締結について
 (防災行政無線屋外拡声子局更新工事)
- 議案第66号 財産の取得について
 (管内小中学校GIGAスクール端末購入)
 (町長提出、提案理由説明)
 (質疑、委員会付託省略、討論、採決)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第6号及び報告第7号並びに議案第58号から議案第64号まで
 (質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第65号 工事請負契約の締結について
 (防災行政無線屋外拡声子局更新工事)
- 議案第66号 財産の取得について
 (管内小中学校GIGAスクール端末購入)
 (町長提出、提案理由説明)
 (質疑、委員会付託省略、討論、採決)

○ 出席議員 14名

| | | | |
|------|-----------|-------|-----------|
| 議 長 | 川 村 浩 昭 君 | 副 議 長 | 松 山 泰 治 君 |
| 3 番 | 佐々木 喜 克 君 | 4 番 | 高 奥 浩 明 君 |
| 5 番 | 柏 田 匡 智 君 | 6 番 | 川 崎 七 洋 君 |
| 7 番 | 鈴 木 隆 也 君 | 8 番 | 大久保 和 夫 君 |
| 9 番 | 豊 田 孝 夫 君 | 10 番 | 大 沢 義 之 君 |
| 11 番 | 尾 形 裕 之 君 | 12 番 | 中川原 賢 治 君 |

1 3 番 三 浦 專治郎 君

1 4 番 三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

参事・議会事務局
事務取扱 赤坂和浩君 主 査 大澤翔太君

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------|---------|---------------------|--------|
| 町 長 | 若宮佳一君 | 副 町 長 | 大久保 均君 |
| 参事・総務課 事務取扱 | 石田博信君 | 参事・総合政策課 事務取扱 | 手倉森 崇君 |
| 総合政策課 政策推進室長 | 中里 誠君 | 参事・財政課 事務取扱 | 竹洞晴生君 |
| 税 務 課 長 | 小野寺克仁君 | 福 祉 課 長 | 赤坂哲也君 |
| 介護支援課長 | 佐々木 衛君 | 参事・健康増進課 事務取扱 | 川村 豊君 |
| 参事・住民課 事務取扱 | 志村 要君 | 農 林 課 長 | 小村隆幸君 |
| 参事・建設整備課 事務取扱 | 小保内 一典君 | 参事・都市計画課 事務取扱 | 高谷忠憲君 |
| 会 計 管 理 者 | 赤坂真弓君 | 参事・総合病院 事務局長事務取扱 | 上山貴久君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 長 | 澤田 尚君 | 教 育 課 長 | 櫻井篤史君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 | 大沢直明君 | | |
| 選挙管理委員会 委 員 長 | 根岸英治君 | | |
| 代表監査委員 | 前田一馬君 | | |

午前10時 開議

○議長（川村浩昭君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（25） 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 日程第1「報告第6号及び報告第7号並びに議案第58号から議案第64号まで」の9件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） おはようございます。

「議案第59号 財産の無償譲渡について」、これ、ふれあい市ごのへのところなんです、これは譲渡する財産として建物全てになっております。土地は別というふうなことで理解しておりますけれども、例えば、ふれあい市ごのへの経営が成り立ち行かなくなって町に返還したいとなったときに、その際は建物を全て壊して更地にして町に返還するものかどうか、そここのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

まず、ふれあい市ごのへにつきましては、町の指定管理がありましたけれども、オープン当時から、またこの10年間、非常に安定した経営をしております。1億円を超えた事業をしておりますので、この15年以上でしょうか、健全な経営をしておりますので、そのまず心配はないかということで無償譲渡をしております。老朽化と、そういう問題はあるかと思いますが、経営に関しましてはとてもいい経営をされておりますので、そういう心配は現在のところしておりません。そうなった時点では協議が必要ではあると思いますが、今の段階ではこういう答えになると思います。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

まだ、それから後の話合いのほうについては全く、まだ白紙であるというふうなことです。

よね。様々、その大沢さんとも話したんですけれども、「バ・オール」ができたことによって若干影響があるんじゃないかというふうなことで危惧されております。あそこでは今12%の農産物販売したときの手数料を頂いているんですけれども、今度17%に上げると。5%ほど上げて、何とか、また経営がうまくいくようにというふうなことでは努力しているようでございます。

そういった話をまた御本人様とも話をしながら、健全な経営をできるように私らも幾らかでもアドバイスできればいいのかなと思っておりますので、これについての答弁は特に必要ないでございますから、大体確認の意味で今お伺いした次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） ほかにありませんか。

川崎議員。

○6番（川崎七洋君） 「議案第66号 財産の取得について」、タブレット端末数量1,000台という……

（「まだそこまで行っていないんじゃない」と呼ぶ者あり）

○6番（川崎七洋君） 行っていない。ごめんなさい。大丈夫ですよ。

○議長（川村浩昭君） 今の議題外だ。

○6番（川崎七洋君） 入っていないです。済みません、ちょっと後でまた質問します。

○議長（川村浩昭君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております「議案第58号から議案第64号まで」の7件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第58号から議案第64号まで」の7件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 討論なしと認めます。

これより「議案第58号から議案第64号まで」の7件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。

「議案第58号から議案第64号まで」の7件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第58号から議案第64号まで」の7件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 日程第2「議案第65号 工事請負契約の締結について（防災行政無線屋外拡声子局更新工事）及び議案第66号 財産の取得について（管内小中学校G I G Aスクール端末購入）」の2件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 議案第65号は、工事請負契約の締結についてであります。

防災行政無線屋外拡声子局更新工事に当たり、随意契約により、パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー東日本社と8,148万3,600円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第66号は、財産の取得についてであります。

G I G Aスクール端末購入に当たり、随意契約により、株式会社ビジネスサービス八戸支店と5,478万円で物品購入契約を締結するものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川崎議員。

○6番（川崎七洋君） 済みません、先走りまして。

改めまして、「議案第66号 財産の取得について」を質問いたします。

タブレット端末1,000台の購入というところでございますが、こちらのほうは既にGIGAスクール構想始まっておりまして、小・中学校にタブレット端末配付されていると思います。現在も1,000台配付されていて、その1,000台の更新ということによろしいのでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、1,000台の更新でございます。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。

この更新される、その使い終わった1,000台の処遇がどうなるものかと、実際、実績として何年使ったの更新になったのかをお答えいただきたいと思います。あわせて、この5,478万円、これ財源がどこから出てくるものなのか、そこも併せてお願いしたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

まずは、今使っている端末の今後についてですが、セキュリティーの関係もありまして、全部廃棄したいと考えております。

次に、補助の関係ですが、今1,000台なんです、児童・生徒の分、約880台分に対して国から1台3万6千円の補助を受ける予定でございます。

以上でございます。

（「何年使ったか」と呼ぶ者あり）

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） 済みません。

今年度で5年経過しまして、来年度更新する予定でございます。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 川崎議員。

○6番（川崎七洋君） ありがとうございます。

1,000台廃棄というのがすごくもったいないなという気がいたします。実際、いろいろ検討なされた上でその結論だとは思いますが、恐らくGIGAスクール構想が始まるという

ことは、全国の自治体、同じような更新時期迎えてということだと思いますので、ぜひ周りの情報も集めながら、何とかうまく活用する、あるいは何かそのお金に換える手段、そういったところも探していただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 議案第65号についてお伺いいたします。

請負金額8,000万円を超える多額な契約となっておりますが、競争契約にならなかった理由と、随意契約をする場合には複数者から見積りを徴するべきと思うんですが、何者から、またもっと詳細にどこの業者から見積りを徴したのか、お示しいただきたいと存じます。お願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

今回のこの工事は子局の更新工事だけではありますけれども、システムとしましては操作卓や再送信装置など、一連の機器をもつての防災無線となりますので、その防災無線のメーカーはこのパナソニックコネクト株式会社のトータル的なシステムを使用していますので、今回この更新工事、子局だけの工事ではありますけれども、そういうふうな理由からパナソニック1者の随契としております。見積りも1者からのみもらっています。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） そうであれば仕方ないとしても、工事金額、請負金額の妥当性というところはどういうふうに判断すればよろしいのでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えします。

令和7年度で予算を作成する際に細かい見積書、積算書のほうを頂いておりまして、そちらのほうを参考にしております。

以上でございます。

○7番（鈴木隆也君） 分かりました。

○議長（川村浩昭君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております「議案第65号及び議案第66号」の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第65号及び議案第66号」の2件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 討論なしと認めます。

これより「議案第65号及び議案第66号」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第65号及び議案第66号」の2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第65号及び議案第66号」の2件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 次に、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、

閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

〔閉会中継続調査申出書 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 五戸町議会第12回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和7年度一般会計補正予算をはじめとする議案につきまして、慎重な御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、誠にありがとうございました。予算執行に当たっては、引き続き万全を期してまいります。

今年11月15日から第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025が行われます。日本での開催は初めてで、最初、第1回の大会は1924年フランスのパリで開催されました。ちょうど100周年の節目となる東京で行われる記念大会に、私たち郷土の誇りである佐々木琢磨さんが日本代表として出場予定です。町を挙げて、琢磨さんの活躍を応援したいと思います。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして、お礼の挨拶といたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） これにて五戸町議会第12回定例会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 川 村 浩 昭

会議録署名議員 中 川 原 賢 治

会議録署名議員 三 浦 專 治 郎

会議録署名議員 三 浦 俊 哉